

新潟県労働金庫 ディスクロージャー誌

ROKIN DISCLOSURE

2022





contents | 目次 |

事業方針

- 02 ろうきんの理念と基本姿勢
- 03 中期経営計画2020
- 04 2022年度事業計画
- 05 お客様本位の業務運営に関する取組方針および取組状況

業績ハイライト

- 07 事業の概況

社会的役割の発揮と貢献活動

- 08 CSR(企業の社会的責任)への取組み
- 08 福祉金融機関としての取組み
- 10 地域社会のために
- 13 環境のために

営業のご案内

- 14 預金商品のご案内
- 15 融資商品のご案内
- 17 資産運用商品のご案内
- 17 各種業務・サービスのご案内

組織

- 18 組織・機構

各種管理態勢

- 20 コンプライアンス(法令等遵守)の態勢
- 22 お客様保護の態勢
- 23 リスク管理の態勢

財務データ

- 26 財務諸表
- 32 自己資本の充実の状況(単体)
- 40 業務実績
- 43 連結情報

店舗のご案内

- 44 店舗・プラザのご案内
- 45 店舗外ATM(現金自動預払機)のご案内
- 46 索引(法定開示項目別)

当金庫の概要

2021年度末(2022年3月31日)現在

名 称	新潟県労働金庫(略称:ろうきん)
本店所在地	新潟市中央区寄居町332番地38
創 立	1952年6月7日
出 資 金	49億4,274万円
店 舗 数	27店舗(出張所・インターネット支店含む)
常勤役員数	458人
団 体 会 員 数	1,932会員
間 接 構 成 員 数	209,175人
預 金 残 高	8,915億円
融 資 残 高	3,771億円

ホームページ

<https://www.niigata-rokin.or.jp>

新潟ろうきん

検索



ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
 ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、
 人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
 ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、
 そのネットワークによって成り立っています。
 会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
 ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

**ろうきんは、
働く仲間がつくった
金融機関です**

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために設立した金融機関であり、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

**ろうきんは、
営利を目的としない
金融機関です**

〈ろうきん〉は「労働金庫法」に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に運営され、働く仲間をはじめ、多くの方々に広く利用されています。

**ろうきんは、
生活者本位に考える
金融機関です**

働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利」「会員直接奉仕と会員平等」「政治的中立」の三原則に基づき、年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫事業運営の三原則



- 労働金庫法
- 第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。
 2 金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。
 3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

中期経営計画2020

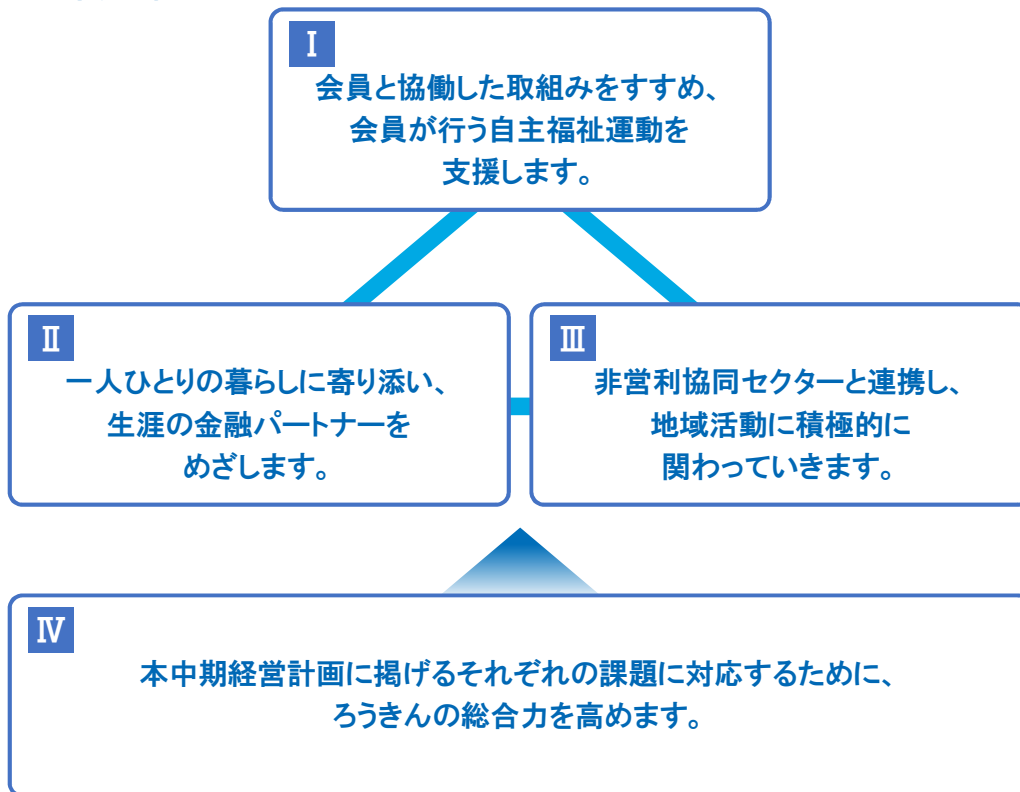
「中期経営計画2020」は、2020年度からの3カ年計画で、「ろうきんの理念」「ろうきんビジョン」「ろうきんSDGs行動指針」に沿ってこれまでの考え方を継承し、各種取組みをさらに発展させた内容として策定しました。同じ時期に活動を展開する「あんしんスマイルプロジェクト」の取組みとあわせて推進し、中期経営計画最終年度である2022年度は、当金庫の創立70周年にもあたることから、運動を積み重ねて、地域・会員・お客様から一層必要とされる存在となれるよう取り組んでまいります。

共生社会の実現をめざし、「会員」「勤労者とその家族」「地域」をつなぎ、福祉金融機関としての役割を発揮します。

● 期間 2020年4月1日～2023年3月31日



● 基本方針



2022年度事業計画

中期的な経営目標を明確にし、これらを実現するための経営計画を「中期経営計画2020」に定めました。各年度の事業計画は、中期経営計画の1年分として位置づけ、当該年度に実施する具体的な施策を計画します。なお、2022年度は当金庫の創立70周年にもあたることから、これまで新潟ろうきんを育てていただいた会員および勤労者の皆様に感謝するとともに、これからもお客様から信頼され、必要とされる金融機関をめざして取り組んでまいります。

1 会員と協働した取組みをすすめ、会員が行う自主福祉運動を支援します。

- ・会員と協働した取組みの展開
- ・会員メンバーへの情報提供
- ・取引の少ない会員の利用促進と裾野を広げる活動
- ・組織運営のサポート

2 一人ひとりの暮らしに寄り添い、生涯の金融パートナーをめざします。

- ・資産形成・資産運用のサポート
- ・さまざまな雇用形態で働く人々をサポート
- ・一人ひとりに寄り添った相談態勢の整備と返済サポートの徹底
- ・次世代・シニア世代等への対応

3 非営利協同セクターと連携し、地域活動に積極的に関わっていきます。

- ・地域福祉活動の支援
- ・労福協および新潟ろうきん福祉財団との連携強化
- ・生協等他団体との連携強化
- ・NPO等非営利協同セクターの金融ニーズへの対応

4 中期経営計画2020に掲げる各課題に対応するために、ろうきんの総合力を高めます。

- ・SDGsの取組み推進
- ・少人数での店舗運営とチャネルの強化
- ・収益コスト対策と金融機能の強化
- ・職員の意識改革と人材育成

お客様本位の業務運営に関する取組方針および取組状況

〈ろうきん〉は、勤労者が互いを助け合うためにつくった非営利の協同組織金融機関であり、日本で唯一の勤労者のための福祉金融機関です。1950年に最初の〈ろうきん〉が設立されて以来、常に一貫して、金融商品・サービスの提供を通じた、勤労者の経済的地位の向上に努めてきました。

〈ろうきん〉は、根拠法である「労働金庫法」において、「非営利」「直接奉仕」「会員平等」という、事業運営についての原則が定められています。全国の〈ろうきん〉は、これらの原則に基づき、これまでもお客様本位の事業運営を実践してきました。〈ろうきん〉にとって、お客様である勤労者一人ひとりの生涯にわたり、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供していくことは本来的な役割であり、存在意義であるといえます。

〈新潟ろうきん〉は、これまで取り組んできた勤労者本位の事業運営の精神・活動をふまえ、変化する時代の要請に応えるべく、2017年12月に「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定・公表しました。「ろうきんの理念」のもと、以下の取組方針に基づく活動を実践し、勤労者のくらしを守り、より豊かにする運動を展開していきます。

1 お客様本位の業務運営に関する取組方針の策定・公表

- (1) 当金庫はお客様本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表し、2021年1月に改定した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」(以下、「本方針」という)を策定します。
- (2) 本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し公表します。
- (3) 本方針は毎年見直しのうえ、必要があれば改正します。

2 お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

- (1) 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において、法令や内部規程を厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。
- (2) お客様が最善の利益を得られるよう、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供してまいります。
- (3) お客様の資産形成に関するコンサルティングにあたっては、長期積立・分散投資を基本にご提案させていただきます。
- (4) 金融商品の販売チャネルの多様化、ご相談体制の拡充など、お客様の利便性が向上するための施策を進めます。

3 利益相反を適切に管理する取組み

- (1) 当金庫は、お客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するため、「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について一元的に対応する体制を整備するなど、お客様の正当な利益を確保するための適切な管理を行っています。
- (2) 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客様にとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をラインアップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫において、販売する商品を、お客様の最善利益追求の観点で選定しています。

4 手数料等に係る情報提供の取組み

- (1) 当金庫は、お客様にご負担いただく手数料やその他の費用について、わかりやすく丁寧な説明を行います。
- (2) 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客様にわかりやすい開示を行います。

5 お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

- (1) 当金庫は、お客様の金融商品の取引経験や金融知識を把握のうえ、販売・推奨を行う金融商品・サービスについて、重要な情報が理解できるよう記載した「重要情報シート」等の資料を用いて、その複雑さやリスクに見合った情報提供をわかりやすく丁寧に行います。
- (2) 会員・企業などにおいて、ライフプランセミナーを開催し、各ライフステージで必要とされる資金や、計画的な資産形成など、お客様の生活を生涯にわたってサポートするための情報提供を行います。
- (3) ご高齢のお客様に対しては、各種リスクや留意事項について十分ご理解いただいていることを都度確認するなど、より丁寧に対応いたします。
- (4) ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。
- (5) 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ(注)形式の商品があります。当商品については個別のファンドごと購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。
(注) ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

6 お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み

- (1) 当金庫は、お客様の健全な生活設計を支援するため、子育てや教育、マイホーム、セカンドライフなど、ライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、お客様の資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ライフプランを踏まえたニーズなどを確認させていただいたうえで、類似の商品がある場合にはその商品との比較も含め、お客様一人ひとりに合った、適切な説明・提案を誠実にいたします。
- (2) お客様一人ひとりのライフプランに基づいた確かなコンサルティングを行うため、職員の業務知識・スキルの向上をはかり、プロフェッショナルとして専門性を高めていきます。
- (3) 多様化・高度化するお客様のニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行ってまいります。
- (4) 金融商品の販売後において、お客様の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを行います。
- (5) お客様への適正な金融商品の勧誘を行うための「金融商品に関する勧誘方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ディスクロージャー誌、ホームページに掲載し、公表しています。

7 「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み

- (1) 当金庫は、お客様本位の業務運営を着実に実践していくため、研修を通じた人材育成や、業績評価制度の整備などに取り組んでまいります。
- (2) 当金庫は、本方針の内容について職員に周知するとともに業務を支援・検証するための体制を整備しています。

◆長期的・安定的な資産形成のご提案状況

- 税制面のメリットを活かせる長期積立の手段として、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」と「つみたてNISA」をお勧めしています。
- 2022年3月末時点におきまして、「個人型確定拠出年金(iDeCo)」のご契約件数は3,980件、「つみたてNISA」のご契約件数は1,757件となっています。

商品制度	契約件数
iDeCo	3,980件
つみたてNISA	1,757件

- 投資信託のご購入を検討されるお客様に対し、期間分散の観点から「定時定額購入」をご提案しています。
- 2022年3月末時点におきまして、投資信託口座を保有するお客様のうち、定時定額購入をご契約されているお客様は73.3%となっています。

定時定額購入とは？

口座からの自動引落しにより、定期的に同一の商品を定額購入する方法です。定期的に一定金額を一定の期間、継続的に購入する投資手法はドル・コスト平均法とよばれ、基準価額が低いときには購入口数が多く、基準価額が高いときには購入口数が少なくなります。一定の口数ずつ購入する場合に比べ、平均買付コストを低く抑える効果が期待できます。

◆お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組状況

- 資産形成や金融トラブル防止など、幅広いテーマで金融知識向上に役立つセミナーを積極的に開催しています。
- 2021年度の各種セミナー開催回数は、2,142回となっています。

※取組状況の詳細は、ホームページをご覧ください。

事業の概況

2021年度(2021年4月1日～2022年3月31日)

2021年の新潟県内経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言が断続的に発出されたことなどから、経済活動の回復は緩やかなものにとどまりました。

ワクチン接種の普及に伴い、感染抑制と消費活動の両立がすすむことで個人消費には持ち直しの動きがみられるものの、自動車等の一部耐久財は東南アジアにおける感染拡大に起因した供給制約の影響から生産活動が鈍化するなど、依然として厳しい状況が続いています。

こうしたなか、〈ろうきん〉創立の原点に立ち返り、相互扶助の精神のもと労働金庫法が定める「非営利」、「会員直接奉仕と会員平等」、「政治的中立」の事業運営三原則を踏まえ、「他金融機関との本質的相違」を広く訴えながら、会員推進機構との連携を強化するとともに、勤労者の生活安定と福祉向上につとめるよう金庫・役職員一体となって事業に取り組んでまいりました。

会員数・出資金

団体会員は、期中60会員減少して1,932会員となりました。

また、個人会員は3,633会員となり、間接構成員は209,175人となりました。

出資金の期末残高は、普通出資金が、法定脱退手続きにより5百万円減少して49億42百万円となりました。

なお、優先出資金は受け入れておりません。

預金

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個人の消費行動が抑制されたことなどから、預金残高は全体で272億43百万円増加し、8,915億58百万円となりました。

なお、預金のうち、個人の方のご利用の割合は、96.05%となりました。

貸出金

新潟ろうきんの貸出金は、その99.92%が、住宅や車の購入、お子様の教育資金など、働く人たちのために役立てられています。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い収入が減少した方等の生活支援融資制度の取扱いを継続するなど、融資を通じて働く人たちのサポートにつとめましたが、個人の消費行動の抑制により厳しい融資環境が続いた結果、貸出金の残高は11億31百万円減少し、3,771億88百万円となりました。

損益

ろうきんは営利を目的としない金融機関ですが、適正利益を確保しながら、より良いサービスの提供や社会貢献活動を継続的に行っていきます。

2021年度の当期純利益は18億円となりました。

自己資本比率

自己資本比率は、金融機関の安全性・健全性を示す指標で、国内業務のみを行う金融機関は4%以上(国内基準)であることが求められています。

当金庫の自己資本比率は16.83%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

主要な事業の状況を示す指標

(単位：百万円)

項目	2021年度	2020年度	2019年度	2018年度	2017年度
経常収益	10,129	10,442	10,597	10,914	10,894
経常利益	2,351	2,445	1,586	2,372	2,067
当期純利益	1,800	1,804	1,266	1,726	1,476
純資産額	76,783	74,277	69,052	69,219	67,138
総資産額	973,605	943,785	906,895	884,585	869,705
預金積金残高	881,406	852,527	812,552	797,585	785,824
譲渡性預金残高	10,151	11,787	12,895	12,361	11,869
貸出金残高	377,188	378,319	384,249	378,639	380,594
有価証券残高	100,083	88,933	74,279	65,260	48,589
出資総額	4,942	4,947	4,949	4,952	4,955
出資総口数(口)	4,942,743	4,947,055	4,949,782	4,952,247	4,955,624
出資に対する配当金	148	148	148	148	148
職員数(人)	454	449	446	433	429
単体自己資本比率(%)	16.83	17.21	17.48	17.99	18.48

(注)1. 貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」により、自己資本比率を算定しています。

なお、当金庫は国内基準を採用しております。

CSR(企業の社会的責任)への取組み

新瀨ろうきんは、福祉金融機関としての役割を果たし、会員・お客様・地域社会などから、信頼される金融機関としてあり続けるため、「CSR基本方針」に基づき、働く人たちの生活向上に向けた生活応援運動の展開や、NPO等への支援、地域社会への貢献活動のほか、環境への負荷軽減や持続可能な地域社会づくりに役立つ活動などに積極的に取り組んでいます。

CSR基本方針

協同組織の福祉金融機関として誠実かつ公正な事業活動を行うとともに、会員、お客様、地域社会など、当金庫のステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、相互理解のために積極的な情報開示を行います。

「相互扶助」の精神のもと、働く人たちの生活を守り、豊かにするため、時代の変化やニーズの多様化に対応した金融サービスを提供します。

働く人たちの暮らしや福祉の向上をめざし、関連団体と連携しながら、地域社会への貢献活動やNPO等への支援など、幅広い活動を展開します。

働く人たちが安心して生活できる社会を実現するため、環境への負荷軽減と、持続可能な地域社会づくりに寄与する活動を、継続的に取り組みます。

福祉金融機関としての取組み

生活応援運動

〈ろうきん〉は、戦後の混乱で労働者が銀行から融資を受けることが難しかった時代に、働く仲間がお金を出し合い設立した、営利を目的としない金融機関です。

働く人たちの暮らしを守り、より豊かにするため、〈ろうきん〉は、働く仲間一人ひとりと向き合い、さまざまな商品や金融サービスを通じ、生涯にわたって暮らしを応援していきます。

寄り添った相談対応

収入・ライフステージに合わせた資産形成(貯蓄・投資・年金)や、計画的なローンを提案・啓発・推進することにより、健全な生活設計を応援します。

返済サポート態勢の充実

ご返済中に収入減少、病気・怪我による不意の出費などのさまざまな出来事が生じた場合でも、迅速、丁寧な対応、効果的な解決策の提案を行います。

専門家との連携

多重債務やマネートラブルを抱えている方の生活を、弁護士や司法書士と連携しながら最適な解決方法を探し、生活改善をはかります。

取組例

● 寄り添った相談対応の取組み

〈ろうきん〉では、お客様から計画的にローンをご利用いただくため、会員労働組合等を通じた学習会を開催しているほか、今後、ローン利用をご検討されているお客様に対し、ライフサイクルに合わせた無理のない資金計画や返済計画をご提案するなど、安心して融資をご利用いただくための相談活動を推進しています。

● 返済サポート態勢充実の取組み

〈ろうきん〉では、収入減少や教育資金の増加などローンご利用者の生活環境の変化に対応するため、返済期間の延長やローンの取りまとめなどお客様に合わせた家計改善のためのアドバイス等を実施し、安心して融資を継続利用いただくための提案活動を推進しています。お客様がいつでも気軽に返済の相談をいただけるよう、返済相談専用フリーダイヤル「あんしんらいん」を設置しておりますので、お気軽にご相談ください。



ご返済にお困りの際は、迷わず「あんしんらいん」にお電話をお願いします。
また、〈ろうきん〉ホームページ「各種お問合せ」内の専用フォームからも、ろうきんローンに関する返済相談を承っております。



● 多重債務防止に向けた取組み

〈ろうきん〉では、金融に関わるトラブルを未然に防止するため、次の啓発活動に取り組んでいるほか、多重債務やマネートラブルを抱えているお客様のお困りごとを解決できるよう専門家と連携した相談活動を推進しています。

- 会員組合員などを対象に、多重債務事例をもとに作成した小冊子「マネートラブルにかつ!」を活用した学習会を開催し、会員との協働による生活向上対策に取り組んでいます。
- 高校生を対象に、クレジットの仕組みや悪徳商法の手口、インターネット被害の事例紹介による出前授業を開催し、2022年4月に施行された「成年年齢の18歳への引き下げ」も踏まえて、これから社会に巣立っていく高校生にとって身近に起こりうる「マネートラブル」について知ってもらおう活動に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う勤労者支援の取組み

〈ろうきん〉では、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、勤務先の事情により収入減少等された方への生活支援として、以下の商品・制度を取り扱うとともに、安心してご来店いただけるよう全店舗で感染拡大防止の取組みを実施しています。

●新型コロナウイルス感染症対策勤労者生活支援特別融資制度

新潟県と連携し、収入減少等による当面の生活資金等としてご利用いただける特別融資制度です。

ご融資限度額	ご返済期間
30万円以内 (10万円以上1万円単位)	5年以内 (6カ月以内の据置期間含む)

●勤労者生活支援特別融資制度

当金庫の会員組合員等の方が、当面の生活資金や教育資金、住宅資金にご利用いただける制度です。

用途	ご融資限度額	ご返済期間
生活資金	100万円以内 教育資金、住宅 資金を含む場合 は300万円以内	10年以内
教育資金		20年以内
住宅資金		25年以内

●勤労者生活支援特別融資制度(返済方法変更)

〈ろうきん〉のローンをご利用中の方が収入減少等でお困りの場合に、元金返済の据置や返済期間の延長などの制度をご用意しています。

●店舗の感染拡大防止の取組み

〈ろうきん〉全店において、お客様の健康・安全を最優先に、新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいます。具体的には飛沫感染防止スクリーンの設置や、職員がマスクを着用させていただくとともに、お客様へのマスク着用や他のお客様との間隔をお取りいただくなどのご協力をお願いしています。

福祉金融機関としての金融商品の提供

働く人のための福祉金融機関として、金融の側面から勤労者の生活を守り、応援するための金融商品を取り揃えています。

●勤労者生活支援特別融資制度

勤務先の事情や感染症拡大等の影響による離職・収入減少や、自然災害による生活再建のための費用負担などでお困りの方を対象にした制度です。ご利用中の〈ろうきん〉ローンの返済期間の延長や他行ローン等の借換えなどによる負担軽減にご利用いただけます。

●複数ローンの取りまとめ融資

ローン・クレジットなど複数のお借入れをご利用されている方を対象に、取りまとめによる返済額の見直しにご利用いただけます。ご利用額やご返済年数に応じ、職員がお客様に最適な商品をご提案しておりますので、お気軽にご相談ください。

●離職者生活ローン(新潟県との連携)

勤務先の事情により離職された方を対象に、求職中の生活に必要な資金にご利用いただけます。

●日本学生支援機構奨学生に対する入学金融資産制度

日本学生支援機構の「入学時特別増額貸与奨学金」をご利用の方を対象に、増額奨学金交付までの間、入学時の必要な資金にご利用いただけます。

●キャリアアップ応援ローン(新潟県との連携)

新潟県が運営する「新潟県立テクノスクール」等の公共職業訓練機関へ入学が決定した方および在学中の方を対象に、生活費や各種技能検定取得に向けた教材費等にご利用いただけます。

上記のほか次の商品もご用意しています。制度概要については、「融資商品のご案内」(15～16頁)をご覧ください。

●福祉マイカーローン ●福祉教育ローン ●福祉ローン ●妊活サポートローン

●求職者支援資金融資制度、技能者育成資金融資制度(国との連携)

大規模災害に対する取組み

〈ろうきん〉では、被災された皆様の生活支援として、低利な「福祉ローン」を取扱っているほか、以下の取組みを行っています。

■融資関連の特別対応

●大規模災害や災害救助法の適用を受けた自然災害により、ご本人またはご親族が被災された際の生活再建に必要な資金にご利用いただける「災害救援ローン」や「災害救援住宅ローン」をご用意しています。各融資制度は取扱期間がございますので、詳しくは、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

●このほか、自然災害により被災され、住宅ローン等の返済が困難なお客様には、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づいた対応を行っています。

■振込手数料の免除

〈ろうきん〉の窓口から、会員団体等が労働金庫本・支店(全国ろうきん含む)に開設した義援金受入口座にお振込みする場合の手料を無料にしています。なお、対象となる義援金受入口座については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

地域社会のために

〈ろうきん〉は、人と人、人と地域をつなぐ共生社会の実現をめざしています。

地域社会がつながる寄付活動

2021年度は、〈ろうきん〉本・支店が、地域で活動する各団体との関係を深めて、地域社会が抱えるさまざまな課題の解決に向けて、子ども食堂や青少年の教育・福祉を担う団体など、合計102団体に対して総額483万円分の寄付・寄贈を行いました。

また、青少年の育成を担う団体への寄付活動や子どもたちの暮らしを守る活動など、さまざまな活動に取り組みました。

子どもたちの未来のために

●「いじめ見逃しゼロ県民運動」への協力

「深めよう 絆 にいがた県民会議」が実施する「いじめ見逃しゼロ県民運動」は、学校・家庭・地域社会が連携し、児童生徒の社会性を育てると同時に、「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、それぞれの立場で児童生徒に関わることを目的としています。〈ろうきん〉は、「県民サポーター募集」活動をはじめ、全営業店にポスター等を掲示し、お客様へ「県民サポーター」登録の呼び掛けをするなど各種取組みに協力しています。



●公益財団法人新潟県交通遺児基金への寄付

2006年から、マイカーローンご利用1件につき100円を、公益財団法人新潟県交通遺児基金等に寄付する取組みを行っています。また、マイカーローンご利用の皆様にも50円または100円のワンコイン募金をよびかけています。

その結果、2021年度は、107万2,214円の寄付を行うことができました。また、この取組開始からの寄付総額は、1,107万812円となりました。

2021年度寄付金額	107万2,214円
------------	------------

●青少年スポーツ事業への支援

スポーツを通じた青少年の健全育成の一翼を担い、地域社会に貢献するため、「ろうきんカップミニサッカーフェスタU-10」を開催しました。

●高校生への奨学金の給付

経済的な事情によりお子様の高等学校等への就学が困難な家庭を支援することで、お子様の就学と健全な育成をはかることを目的に、2013年度から、返還義務のない給付型の奨学金の給付を行っています。

2021年度募集では、新たに30名の方に奨学金を給付し、これまでに延べ270名の高校生を支援しています。



地域のボランティア団体等への寄付活動

●社会福祉法人「新潟いのちの電話」への寄付

新潟いのちの電話は、1984年に始められたボランティアによる電話相談活動で、行政や民間の諸機関と連携して自殺予防に関する相談活動や啓発活動を実施しています。

〈ろうきん〉は、同団体に対して毎年寄付を行っています。

●ろうきんえくぼの会

ろうきんえくぼの会は、〈ろうきん〉役職員が、地域福祉施設等への寄付・支援等を行うことを目的として2003年に設立した団体です。

これまでに、あしなが育英会や公益財団法人新潟県交通遺児基金、災害地等への寄付を行ってきました。これまでの寄付総額は、1,479万5,555円となりました。

寄付総額	1,479万5,555円
------	--------------

地域の皆様と共に

●地域イベントなどへの協賛

アルビレックス新潟や地域のイベントなどに協賛しているほか、各種行事などにも参加し、地域の皆様との親密な関係づくりにつとめています。

●「愛のかけ橋バザー&フェスタ」への協力

愛のかけ橋バザー&フェスタは、新潟国際ボランティアセンターが実施する新潟発の国際協力活動です。〈ろうきん〉では、同イベントに対し、役職員から日用品の寄付を募り、バザー商品の提供を行っています。



〈公益財団法人 新潟ろうきん福祉財団〉とは？

1983年に、当時の高度経済成長に伴う勤労者ニーズの多様化や、労働金庫事業の範囲を超えたサービスへの期待の高まりを受け、〈新潟ろうきん〉が創立30周年記念事業として設立した団体です。

〈新潟ろうきん福祉財団〉は、〈新潟ろうきん〉からの寄付金をもとに、広く県民の暮らしの向上と福祉の増進に役立つことを目的にさまざまな事業を展開しています。

2021年4月、これまで以上に公益的な活動に注力し、県民や勤労者の福祉向上をはかるため、一般財団法人から公益財団法人へ移行しました。

公益財団法人 新潟ろうきん福祉財団 〒950-0965 新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館4階 TEL 025-288-5273

NPO等への支援

NPO等の市民活動団体は、行政や一般企業では手の届かない福祉、環境、子どもの育成、まちづくりなど、さまざまな分野で活動を行っています。

〈新潟ろうきん〉と〈新潟ろうきん福祉財団〉は、新潟県内で活動するNPO等をさまざまな形で支援することで、これら団体の発展と県民の福祉向上をめざしています。

●NPO等への助成

ろうきん
財団

NPO等を支援し、これら団体の発展と県民の福祉向上を目的として、2003年度からNPO等への助成を行っています。

2021年度の実績

助成団体数	22団体
助成総額	910万9千円

本事業開始からの累計

助成団体数	369団体
助成総額	1億7,145万3千円

●NPO法人や社会福祉法人など非営利協同セクターへの融資

地域社会が抱えているさまざまな課題を解決し、安心して暮らせる地域づくりを行うNPO法人や社会福祉法人、生活協同組合などの非営利法人の活動を支援するための資金の融資を行っています。当金庫では、設備資金や運転資金などの幅広い資金ニーズにお応えするため、お借入れ方法もご要望に沿えるよう柔軟に対応しているほか、創業資金のご相談も承っています。2021年度は19件、2億7,780万円の利用がありました。

またNPO法人には、新潟NPO協会と連携した「NPO応援ローン」をご用意しており、資金需要に適切な相談を行うとともに、手続きを簡素化するなど、利用しやすい制度としています。

さらに、NPO法人や社会福祉法人等で働く人の当金庫利用も促進することで、法人に関わる皆様のお役に立てるよう、心掛けています。

NPO法人のほか、社会福祉法人、一般社団法人、生活協同組合等の資金ニーズにもお応えします！



●融資制度ご利用団体への助成

ろうきん
財団

ローンをご利用中のNPO法人に対し、融資金の利子補給助成をしています。これによりNPO法人の利息負担を軽減し、活動を支援しています。

●「にいがたNPOカレッジ」の開催

新潟県および新潟NPO協会との協働により、NPO等の自立と持続的運営を目的として「にいがたNPOカレッジ」を2017年度から開催しています。2021年度は団体の信頼性を高める「マネジメントコース」、団体の持続性を高める「経営戦略コース」の2コースをご用意し、多くの方からご参加いただきました。

Zoomを使ったウェビナー形式で開催しており、「プログラムや講師の構成が良かった」「YouTube配信があるので団体内で復習できた」など、大変ご好評いただいています。

●「にいがたソーシャルビジネス支援ネットワーク」への参画

「にいがたソーシャルビジネス支援ネットワーク(愛称:SIP)」は、地域社会の課題をビジネスの手法で解決しようとする社会的企業やNPO等が抱える経営上の課題について、地域の支援機関が連携してサポートするネットワークです。

相談内容により、加盟団体に取り次ぐなど、ワンストップでのサービスを提供しています。

県民・勤労者の福祉向上のために

ろうきん
財団

県民の暮らしに関わる諸問題・課題を共有し、県民の福祉向上と安心・安全な暮らしづくりを目的として、県内全域の勤労者・労働者福祉団体・NPO・自治体等の関係者が一堂に会して連携・交流する活動を展開しています。

●2021にいがたワーク&ライフフォーラムin県央

2021年9月、第8回目となるフォーラムを県央地域(三条市・燕市)で開催しました。

NPO法人こども食堂支援センター「むすびえ」理事長であり東京大学特任教授の社会活動家・湯浅誠氏による記念講演「コロナ禍と居場所～こども食堂の取組みから～」や8団体による9つのセッション(労働問題、障がい者福祉、奨学金問題、SDGs、協同労働、フードバンク、まち歩き、NPO訪問等)を開催し、合計599名の参加がありました。

●ライフプランセミナーの開催

NPOや自治体関係者等との協力・協調関係を築くとともに、地域の期待に応える取組みとして地域の生活等に関わる諸問題をテーマに、佐渡、上越、小千谷、糸魚川、長岡の5カ所でライフプランセミナーを開催し、合計478名の参加がありました。

●にいがた福祉リーダー塾の開催

これからの勤労者福祉運動の担い手を育成するために、第8期にいがた福祉リーダー塾を2021年7月に開催しました。また、塾生同士で未来を語りあい、ネットワークを拡げたいとの要望を受け、卒業生の自主参加による「未来塾」を新潟市内で11月に開催し、19名の参加がありました。

地域社会創造のために

ろうきん
財団

過疎・高齢化が進む県内の中山間地域や離島において、地域の暮らしを支える多様な仕事をつくり、相互に利用しあう仕組みの創出や、地域の特色を活かした地域外との交流などで、地域の自立性、持続性を高める取組みを支援しています。

●地域社会創造を推進する団体への助成

地域おこしや地域資源を活用したコミュニティビジネスの振興などを通じて地域の暮らしを支え、伝統文化を維持し、農地の管理や森林の保全を通して自然環境を守るなど、地域社会を創造する団体への助成を行っています。(地域社会創造助成事業)

2021年度の実績

助成団体数	9団体
助成総額	1,095万円

本事業開始からの累計

助成団体数	84団体
助成総額	9,301万円

●地域づくりセミナーの開催

地域づくりセミナーは、地域社会創造助成事業の助成団体を参加対象に、地域づくりの実践者や見識ある専門家の講演会、助成団体の成果報告、開催地域および本事業関係者・団体とのネットワークづくりを目的として毎年度開催していますが、2021年度は11月に新潟市にて、雑誌ソトコト編集長の指出一正氏を講師にお招きし、39名が参加して「ウィズコロナ時代の地域の関係人口」について学びました。

●新潟県地域づくり巡回講座(にいがた旬塾2021)の開催

地域づくりにおいて役立つ知識の習得と参加者相互の情報交換・ネットワークづくりを目的として、毎年度開催している新潟県地域づくり巡回講座について、2021年度は「食と農を軸とした地域づくり」と題して、青山浩子さん(新潟食料農業大学専任講師)の講演会を6月にオンラインで開催し、53名の参加がありました。

●地域づくりコーディネーター養成講座の開催

地域づくりの活動や事業運営に係る実践的なコーディネーター技術を学ぶ機会を提供することで、効果的かつ有効な地域づくりを支援することを目的として毎年度開催している地域づくりコーディネーター養成講座について、2021年度は「対面式講座」と「オンライン講座」を組み合わせて開催し、合計20名の参加がありました。

セミナー等の開催

2021年度は、オンラインセミナーやWebアンケートなども活用して、働く人たちとその家族、そして地域の皆様の暮らしに役立つ各種情報をお届けしました。

取組状況の詳細は、ホームページをご覧ください。

すべての人にやさしい店舗づくり

お身体の不自由な方やご高齢の方など、すべての人に安心してご来店・ご利用いただけるよう、次のさまざまな取組みを実施しています。

- 職員による代筆・代読など、各種手続きをお手伝いしています。
- 視覚に障がいがある方が窓口での振込手続きを希望された場合は、ATM利用時と同額の振込手数料でお手続きいただけます。
- ATMにはハンドセット(受話器)による音声案内機能を導入しています。
- 点字ブロックを全営業店に敷設し、ご来店いただきやすい環境を整えています。
- 点字による残高通知および預金取引明細を発行しています。
- 車椅子を全営業店に配備しています。
- 車椅子の方もご来店いただきやすいよう、スロープや手すりなどを設置しています。
- 車椅子のままご記入いただける筆記台を設置しています。
- 「耳マーク表示板」を全営業店に設置し、聴覚に障がいがある方から筆談等で用件を承ります。また、ご希望により、聴覚に障がいがある方の通帳に「耳マークシール」を貼付しています。
- 聴覚に障がいがある方や、声を出しづらい方のための電子メモパッドを全営業店に配備しています。
- 障がいがある方の対応について、職員研修を実施しています。

また、〈ろうきん〉では、福祉金融機関としての活動を充実させるため、職員に金融以外の専門知識の習得を促進しており、全営業店に「認知症サポーター養成講座」を受講した職員(認知症サポーター)を配置しています。

※認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の方やその家族に対して、できる範囲で手助けをする人のことであり、全国の自治体等が中心となって養成講座を実施しています。

環境のために

自然環境と共存しながら社会とともに発展することを目的に、環境負荷の軽減につとめています。

ろうきん森の学校

「ろうきん森の学校」は労働金庫連合会が創立50周年記念社会貢献活動として、豊かな森の再生と環境問題に取り組む人材育成をめざし、「森を育む」「人を育む」「森で遊ぶ」を活動の柱として、2005年10月に富士山、福島、広島3地区で開校しました。2015年からは新潟・岐阜を加えた全国5カ所に拡大して各地区のNPOの活動に参加し、地域と連携した活動を行っています。

全国的なろうきん森の学校の活動は「国連生物多様性の10年日本委員会」の連携事業として認定されました。

新潟地区は上越市「くわどり市民の森」を拠点として活動している「NPO法人かみえちご山里ファン倶楽部」と連携し、地域とのつながりを深め、自然環境保護の活動を支援しています。

また、SDGsの取組みとして、環境やパートナーシップへの理解を深めるための職員研修を現地にて開催しています。

環境への負荷に配慮した取組み

SDGsの「環境に配慮した取組み」として、地球温暖化防止に向けた省エネルギーの取組みを実施しています。具体的には、冷暖房の適正温度設定や夏季軽装、エコドライブの実践、グリーン商品の購入など、省エネ・省資源につとめ、環境負荷軽減をはかっています。

また、「にいがた緑の百年物語」(緑の募金)に協賛しています。

預金商品のご案内

(2022年7月1日現在)

◆流動性預金

種類	商品内容
総合口座 (普通預金+定期預金)	「預ける、受け取る、支払う、借りる」の4つの機能を持ち、家計の中心口座として最適です。急な出費でお金がいっぱいなくても、お預入れ定期預金の90%以内、最高300万円まで自動的にお借入れいただけますので、定期預金を解約せず、お支払いを済ませることができます。
普通預金	いつでも出し入れできる便利な預金です。
普通預金 (通帳不発行型)	いつでも出し入れできる便利な預金です。通帳を発行しないので、管理する手間が省けます。残高等はパソコン・スマートフォン等で簡単にご確認いただけます。
普通預金無利息型 (決済用預金)	お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護される預金です。
貯蓄預金	出し入れ自由で、お預入れ残高に応じて金利が設定されている預金です。いつ必要になるかわからない余裕資金のお預入れに最適です。
ろうきん 後見制度支援預金	成年後見制度を利用されているお客様(被後見人)の財産保護をはかるため、家庭裁判所発行の「指示書」にもとづく取引に限定して取り扱うことで、日常的な支払いに使用しない金銭を別管理するための専用口座としてご利用いただける普通預金です。

◆定期性預金

種類	商品内容
スーパー定期	まとまった資金を一括してお預かりいたします。お預入れ期間3年以上のご契約で所定の条件を満たす場合は、お預入れの1年経過後に一部払戻しできます。
大口定期	まとまった資金を一括してお預かりいたします。
期日指定定期預金 (ワイド定期)	1年複利で1年経過後は一部払戻しが可能な定期預金です。
変動金利定期預金	6カ月ごとに利率が変動する定期預金です。
ふれ愛定期預金	当金庫において公的年金をお受け取りいただいている方専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※定期預金は元金継続の取扱いとなります。
ゆう悠定期預金 (退職金専用定期預金)	大切な退職金を有利な金利でお預かりする定期預金です。 ※有利な金利は初回の満期日までの取扱いとなります。
ろうきん 相続定期預金	相続された資金専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※有利な金利は初回の満期日までの取扱いとなります。
ろうきん 福祉定期預金	当金庫において遺族年金や障害年金等を受給されている方専用の定期預金です。有利な金利でお預かりいたします。 ※定期預金は非自動継続の取扱いとなります。

◆財形貯蓄・エース預金

種類	商品内容	
財形貯蓄	一般	給与からの天引きで積み立てできる、働く人に最適な積立預金です。一部払戻しもできて大変便利です。
	住宅	住宅の取得や増改築に備える積立預金です。財形年金と合わせ、元本550万円までのお利息が非課税となります。
	年金	満60歳以降、年金形式でお受け取りいただくことができる積立預金です。財形住宅と合わせ、元本550万円までのお利息が非課税となります。
エース預金	エンドレス型	多目的な資金作りに、積立期間を決めない方式の積立預金です。
	確定日型	多目的な資金作りに、満期日を設定していただく方式の積立預金です。
	年金型	定年退職後等に年金形式でお受け取りいただく積立預金です。

融資商品のご案内

(2022年7月1日現在)

◆目的別ローン

種類		商品内容
マイカーローン しゃらら		自動車購入・修理代などマイカーに関する費用全般のほか、マリン関係(ヨット・ボートなど)、自転車の購入などにご利用いただけます。
福祉マイカーローン		身体障がい者用自動車、介護自動車の購入または改造する費用にご利用いただけます。
教育 ローン	一括 借入型	入学金・授業料のほか、アパート代や受験費用など教育に関する費用全般にご利用いただけます。 資金計画に合わせて、まとまった資金を一括でお受け取りできる「一括借入型」、限度額の範囲で必要な時に専用カードでお借入れできる「そのつど借入型」をご選択いただけます。
	そのつど 借入型	
福祉教育ローン		父子・母子家庭、遺児家庭、児童扶養手当受給家庭の方の教育費用にご利用いただけます。

※教育ローン、福祉教育ローンは、お子様の在学中、元金返済を据置くことができます。詳細については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

団体信用生命保険

教育ローン、福祉教育ローンをご利用の場合は、「ろうきん団体信用生命保険」にご加入いただけます。保険料は(ろうきん)が負担します。ただし、教育ローン(そのつど借入型)は、元金返済期間(証書貸付期間)からのご加入となります。

◆住宅ローン

種類		商品内容
あんしん 住宅ローン	不動産 担保	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する費用にご利用いただけます。 金利は変動金利型、固定金利選択型(3・5・10・20年)、全期間固定金利型から選択いただけます。
	無担保	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する費用にご利用いただけます。 金利は変動金利型、固定金利選択型(3・5・10・20年)からご選択いただけます。
新湯ろうきん 「リ・パス60」		新築・増改築、土地・建物購入費用のほか、サービス付高齢者向け住宅の入居費用にご利用いただけます。 毎月のご返済はお利息のみとし、お借入れの方がお亡くなりになった後、担保となっている不動産の売却代金等により元金をご返済いただけます。

※上記のほか、住宅金融支援機構提携融資「ろうきんフラット35」・自治体提携ローン等の各種融資商品をご用意しています。

団体信用生命保険

あんしん住宅ローンをご利用の場合は、「ろうきん団体信用生命保険」または3大疾病(がん・心筋梗塞・脳卒中)、病気や怪我による障がいも保障する「ろうきん3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険」にご加入いただけます。保険料は(ろうきん)が負担します。

夫婦連生団体信用生命保険

あんしん住宅ローンをご夫婦が連帯債務でご契約いただく場合、ご夫婦のどちらかが万一のときは、住宅の持分や返済額等にかかわらず、残りの住宅ローンがなくなり、ご家族にローンの返済負担が残らない「夫婦連生団体信用生命保険」にご加入いただけます。

※団体信用生命保険の種類により、融資金利が異なります。

◆福祉ローン・妊活サポートローン

種類		商品内容
福祉ローン	「支える」	医療費用、介護費用・介護設備費用や、育児費用、育児・介護休業期間中の生活費補填費用にご利用いただけます。
	「立ち上がる」	暴風雨、洪水、大雪、地震等の自然災害、火災の被害からの復旧および支援に必要な費用にご利用いただけます。
妊活サポートローン「くるみ」		不妊治療や不育症に関する費用全般にご利用いただけます。 ご利用限度額(極度額)の範囲内で繰り返しご利用いただける定額返済方式のカードローンです。

◆カードローン(マイプラン)・フリーローン

種類	商品内容
マイプラン	お使いみちは自由で、ご利用限度額(極度額)の範囲内で繰り返しご利用いただける定額返済方式のカードローンです。
フリーローンWish	物品購入、旅行、医療費用、結婚費用など、さまざまな用途にご利用いただけます。
自己預金担保ローン (分割払型)	住宅購入、マイカー購入など、さまざまな用途にご利用いただけます。
住宅ローン申込者専用 借換ローン	当金庫のあんしん住宅ローン(不動産担保)をお申込みの方を対象とする融資で、他行・信販・消費者金融からのお借入れの借換えにご利用いただけます。 ※労働組合等の間接構成員の方は、既に当金庫の住宅ローンを利用されている場合でもご利用いただけます。
おまとめローン	他行・信販・消費者金融からの少額なお借入れの借換えにご利用いただけます。

◆生活支援関連

種類	商品内容
求職者支援資金 融資制度	厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受講される方のうち、訓練受講中の生活費が不足する方を対象とした制度です。
技能者育成資金 融資制度	経済的な理由により、職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生のうち、施設長から推薦のあった方を対象とした制度です。

※各制度のご融資限度額・ご融資期間は、訓練期間等により異なります。
※上記のほか、新潟県と連携し、生活費等にご利用いただける融資制度をご用意しています。

◆より多くの方にご利用いただくために

●就職内定者向けローン

新潟県内の企業等への就職を控えた学生の方、就職後の新生活に向けた通勤用のマイカー購入や引越し費用のほか、就職前の短期留学に係る費用など、卒業前から幅広くご利用いただける「就職内定者向けローン」をご用意しています。
お使いみちにに応じて、各無担保ローン商品(マイカーローンやフリーローンなど)をご利用いただけます。

●ばあとな～

労働組合に加入している有期雇用・パートタイム労働者の方のマイカー購入、お子様の教育費用など、さまざまな資金ニーズにお応えするため、融資条件を整備しています。
お使いみちにに応じて、各無担保ローン商品(マイカーローンや教育ローンなど)をご利用いただけます。

●ろうきんコープローン

〈ろうきん〉と同じ協同組合であり、組合員の生活向上に取り組んでいる生協と提携し、利用者とそのご家族の暮らしを応援するため、「ろうきんコープローン」(※)をご用意しています。
お使いみちにに応じて、各ローン商品(住宅ローン、マイカーローン、教育ローンなど)をご利用いただけます。
※〈ろうきん〉と提携した生協の組合員またはその同一生計家族が対象となります。

資産運用商品のご案内

(2022年7月1日現在)

種類	商品内容
個人向け国債	国が発行する安全性が高い債券です。お客様のニーズに合わせて固定金利(3年・5年)と変動金利(10年)をご選択いただけます。
投資信託	多くのお客様(投資者)から集めた資金をひとつにまとめて、それを運用の専門家である委託会社(運用機関)が株式や債券に分散投資して運用し、運用成果をお客様(投資者)に分配する金融商品です。 ※市場価格の変動によって、お預かりした払込金が元本割れすることもあります。 ※お取扱い商品については、(ろうきん)ホームページまたは店頭でご確認ください。
	◆ 定時定額買付サービス 毎月(または数カ月ごと)の指定された振替日に、ご指定の(新潟ろうきん)普通預金口座から一定額を引落とし、ご指定の投資信託を自動的に買い付けるサービスです。
	◆ NISA 毎年120万円を上限とする株式投資信託等の新規購入分を対象に、売却益や収益分配金が最長5年間、非課税となる制度です。
◆ つみたてNISA 「NISA」と同様に、毎年非課税投資枠までの範囲で購入した投資信託の売却時の値上り益と分配時の普通分配に係る税金が非課税となる制度です。「つみたてNISA」では、毎年40万円まで投資信託の積立投資(定時定額買付)を行うことができ、非課税期間は最長20年間になります。	
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	個人型確定拠出年金(iDeCo)は、公的年金にプラスして給付を受けられる私的年金のひとつです。掛金が全額所得控除されることや、運用益が非課税で再投資されるなどの税制優遇措置が受けられます。 ※運用商品や手数料については、お取引店または最寄りの本・支店にお問い合わせください。

※預金商品、融資商品、資産運用商品の詳細は、ホームページをご覧ください。

各種業務・サービスのご案内

(2022年7月1日現在)

共済代理業務

こくみん共済coop(全労済)の代理店として、「ろうきんローン専用住まい共済」および「住まい共済」の代理募集の取扱いを行っています。

生命保険窓口販売業務

生命保険代理店として、「たんぼぼ認知症治療保険」および「たんぼぼ認知症年金保険」の代理店業務を行っています。

損害保険窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

ろうきんダイレクト(個人向け)〈インターネットバンキング・テレフォンバンキング〉

ろうきんダイレクトは、お振込みや残高の照会、ローンの繰上げ返済などを、固定電話、携帯電話、インターネットに接続されているパソコン・スマートフォンなどを通じてご利用いただける個人のお客様用サービスです。

キャッシュカードが発行された当金庫の普通預金口座をお持ちの方なら、ホームページから簡単にお申込み可能で、振込手数料は窓口やATMを利用する場合に比べてお得になっています。

※テレフォンバンキングについては、インターネット環境の急速な普及により利用者が減少している現状を踏まえ、2023年8月20日にサービスを終了させていただきます。

ろうきんインターネットバンキング(団体向け)

インターネットを通じて資金移動や口座の照会などができる、団体向けのサービスです。

お客様がご希望されるサービス内容により、「ライトタイプ」「フルタイプ」のいずれかの契約タイプをお選びいただけます。

各種サービス

キャッシュサービス(ATM)、スマホ決済サービス等をはじめ、各種サービスの取扱いを行っています。詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

役員

理事長	齋藤 敏明	エヌティティ労働組合新潟分会	理事	太田 辰雄	新潟県職員労働組合
専務理事	鶴巻 洋介	員 外	理事	堀川 政利	妙高市役所職員労働組合
常務理事	村山 義則	員 外	理事	孫 犁冰	員 外
常務理事	西山 勉	員 外	理事	羽深 浩一	UAゼンセン 有沢製作所労働組合
理事	小熊 勇	新潟交通労働組合	理事	小山 晃	日本製鉄直江津労働組合
理事	関川 武	日本郵政グループ労働組合 新潟連絡協議会	理事	磯部 幸夫	新発田市職員労働組合
理事	綿貫 順也	コロナ労働組合柏崎支部	理事	岡村 和宏	越後交通労働組合
理事	石井 俊也	三条市職員労働組合連合会	理事	松田 淳	自治労長岡市職員労働組合
理事	岡島 祐次	新潟県教職員組合	常勤監事	長谷川 建雄	員 外
理事	角家 理佳	員 外	監事	齋藤 悦男	自治労新潟県本部
理事	山崎 雅彦	オン・セミコンダクター 労働組合新潟支部	監事	松崎 重信	三星金属工業労働組合
理事	中島 秀明	日本郵政グループ労働組合 新津支部	監事	瀬賀 和之	UAゼンセン クラレ労働組合
理事	諸橋 拓也	東北電力労働組合新潟県本部	監事	石渡 世紀	員 外

報酬等に関する事項(2022年3月期)

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功勞の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては、役位や前年度の業績等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

① 退任慰労金額の決定方法

役員の退任慰労金は総会の贈呈決議に従い、理事の退任慰労金額は理事会の決議により、監事の退任慰労金額は監事の協議により決定しております。

② 退任慰労金の基準

退任慰労金は、基礎金額に計算率を乗じて得た金額としております。なお、基礎金額・計算率等は規程で定めております。

(2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:千円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	92,536

(注)1.対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2.上記の内訳は、「報酬」79,689千円、「退任慰労金」12,847千円となっております。

なお、「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号)第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2021年度において対象職員等に該当する者はありません。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

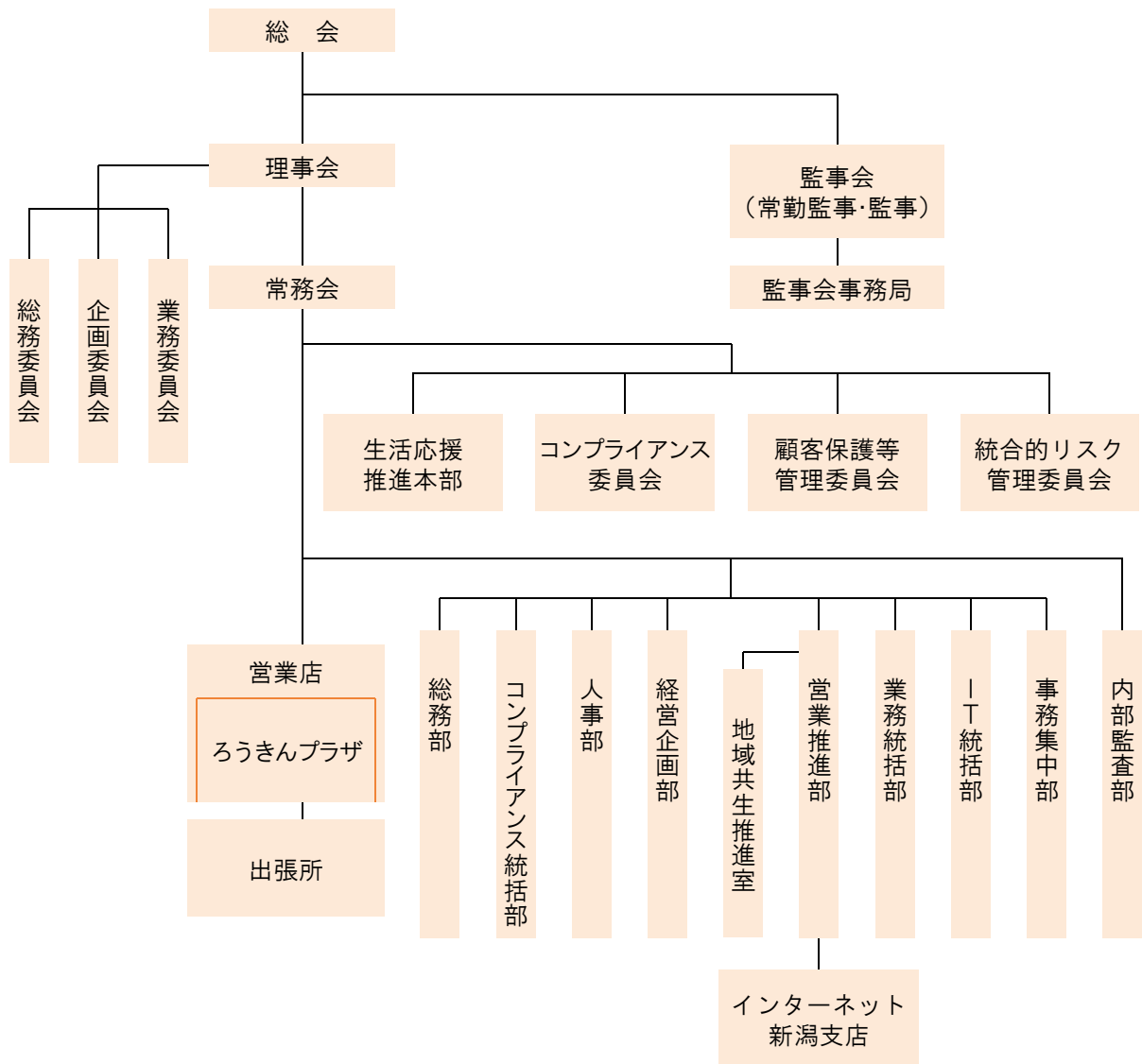
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

なお、2021年度においては、該当する会社はありませんでした。

3.「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4.2021年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

組織系統図



会計監査人

有限責任 あずさ監査法人

職員の状況

項目	2021年度末	2020年度末
職員数	454人	449人
男性	230人	233人
女性	224人	216人
平均年齢	43歳7月	43歳4月
平均勤続年数	18年9カ月	18年2カ月
平均給与月額	366千円	372千円

※職員数は、常勤の職員・嘱託および給与等を負担する出向職員・嘱託を記載し、臨時の職員・嘱託(2021年度末76人、2020年度末96人)は含まれておりません。
 ※平均給与月額は、3月中の平均給与月額です。

コンプライアンス(法令等遵守)の態勢

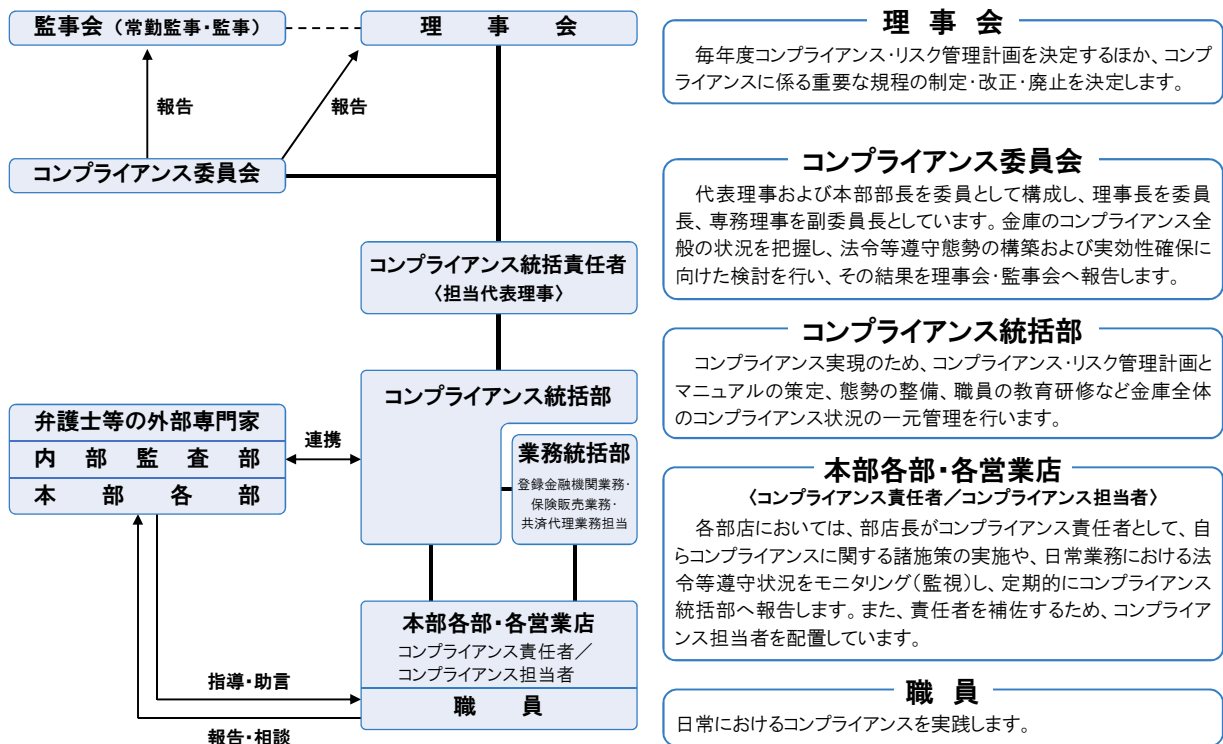
コンプライアンスに対する考え方

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が事業を遂行するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、コンプライアンスが求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業を営む(ろうきん)とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、(ろうきん)は、その事業を通じて「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理観が求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、前述の「ろうきんの理念」のほか、倫理綱領および行動規範を制定して、全役職員のコンプライアンス意識を醸成するとともに、継続的な職員教育および啓発活動により、その維持・向上につとめています。

コンプライアンスに係る組織体制



コンプライアンス推進活動

当金庫では、コンプライアンス・リスク管理の考え方を踏まえ「コンプライアンス・リスク管理計画」を策定して、次の諸施策等を実施し、進捗状況を定期的にチェックしています。

- コンプライアンス・マニュアルの作成・周知**

役職員一人ひとりがコンプライアンスの意義を理解し、コンプライアンスに関する組織風土としてのコンプライアンス・マインドの醸成、コンプライアンス違反の防止などのためにコンプライアンス・マニュアルを作成して職員に周知しています。また、役員用に「役員コンプライアンス読本」を作成・配付しています。
- 指導・教育研修・啓発活動**

金庫内の集合研修や各種会議の際には、職員に対してコンプライアンス意識向上のための教育活動を行っています。また、コンプライアンスに関する情報を適時適切に発信し、情報の共有をはかっています。
- 内部通報制度**

職員から寄せられる通報・相談によってコンプライアンスに係る問題を早期に発見し、問題の解決に向けて迅速に対処するため、内部窓口と外部窓口を設置するなど、内部通報制度を整備しています。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下「マネロン等」という。）を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入りに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

〈リスクの特定・評価・低減〉

当金庫は、取引・商品・業務や顧客属性に応じたマネロン等リスクを特定・評価し、当該取引・商品や顧客属性を類型化したうえで、リスクベースアプローチによるリスク低減措置を実施しています。

〈リスクの対策計画〉

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

● マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入りに係る方針(抜粋)

〈目的〉

この方針は、当金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク（以下「マネロン等リスク」という。）を特定・評価し、全役職員の共通認識のもとに必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的としています。

〈態勢の整備〉

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を当金庫全体で実施するために、庫内横断的なリスク管理態勢を整備します。

〈経営陣の認識〉

常務会は、「リスク評価書」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識します。

反社会的勢力等の排除に向けた取組み

当金庫では、反社会的勢力を排除する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、業務の適切性と健全性の確保につとめています。また、労働金庫業態で反社会的勢力情報を共有し、反社会的勢力への対応手順を整備しているほか、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の専門機関と連携し、反社会的勢力との関係遮断に取り組んでいます。

● 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

1. 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 反社会的勢力による被害を防止するために、一元的な管理態勢を構築するとともに、規程等を整備し、全役職員に周知徹底します。
3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切関係をもちません。
4. 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与等は絶対に行いません。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じます。
6. 反社会的勢力からの不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。

預金口座の売買は犯罪です!!

- ▶ 預金口座の売買（預金通帳・キャッシュカードの譲渡等）は、法令により禁止されています。売った人も買った人も罰せられることとなります。
- ▶ 売買された預金口座が、特殊詐欺等の受取口座として、犯罪に利用される事例が発生しています。特殊詐欺等の被害拡大防止にご協力ください。



お客様保護の態勢

金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)への対応

●お客様からのお申出への対応

当金庫は、お客様からのお申出に公正かつ確に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

お申出は、営業店または本部にて以下のとおり承っております。

営業店 44頁をご覧ください。

本部 フリーダイヤル ☎0120-480-975にて承っております。受付日時は、平日の9:00～17:00です。

●紛争解決への対応

労働金庫では、お客様からのお申出のうち金庫とお客様の間では解決できなかった場合について、以下の弁護士会が設置・運営する仲裁センター等を、紛争解決のための機関として指定しています。

当金庫営業日に、営業店・本部または全国労働金庫協会ろうきん相談所(9:00～17:00、電話:0120-177-288)へお申出いただければ、仲裁センター等にお取次ぎいたします。

また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

- 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031)
- 第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)
- 第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)

なお、仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

- 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- 現地調停:東京三弁護士会の斡旋人と現地地方弁護士会の斡旋人が、現地弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

1. お客様の金融商品取引に関する知識、経験、財産の状況および当該金融商品の契約を締結する目的に照らして、適切な金融商品をおすすめします。
2. お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項について十分に理解していただけるよう、適正な説明に努めます。その際に、不確実な事項について断定的な判断の提供や、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
3. お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

共済募集指針

○共済募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な募集等に努めます。

○商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた共済募集に努めます。

○お客様への商品説明等については、募集・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。

○お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。

※共済募集指針の詳細は、ホームページをご覧ください。

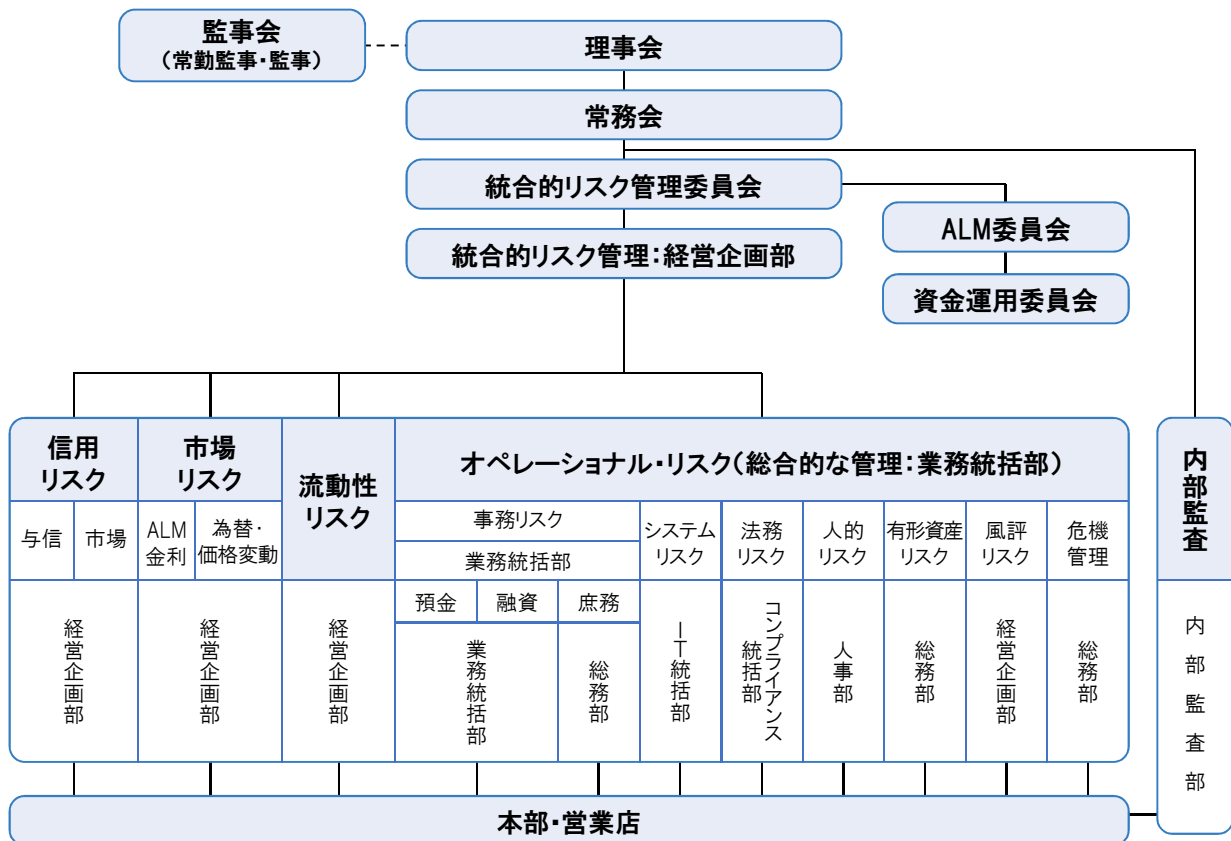
保険募集指針

- 保険募集に際して、各種法令等を遵守し、適正な販売等に努めます。
 - 商品に関するお客様の知識・経験、購入目的、資力状況等を総合的に勘案し、お客様の意向と実情に応じた保険募集に努めます。
 - お客様への商品説明等については、販売・勧誘形態に応じて、お客様本位の方法等の創意工夫に努めます。
 - お客様のご意見等の収集に努め、また、ご契約締結後もお客様の満足度を高めるよう努めます。
- ※保険募集指針の詳細は、ホームページをご覧ください。

リスク管理の態勢

当金庫では、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会により制定された「統合的リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

リスク管理体制



統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対比することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」「市場リスク」および「オペレーショナル・リスク」等について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に統合的リスク管理委員会およびALM委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないようにつとめています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証をしています。

●信用リスク

▶融資先や有価証券等発行元の信用状態が悪化して、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収等が困難となるリスクです。

与信信用リスク▶融資先の信用状態の悪化により元本や利息の回収が困難となるリスクです。

- 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る対策として、個別審査体制の強化、正確な自己査定の実施、延滞債権管理態勢の強化につとめています。
- 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう審査スタッフの育成につとめています。
- 営業店の決裁権限を越える貸出案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応につとめています。
- 与信信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、与信信用リスクの量的な把握につとめています。

市場信用リスク▶債券など有価証券発行元の信用状態が悪化し、元本償還や利息受入が困難となるリスクです。

- 有価証券等の取得にあたっては、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、一定格付以上を取得対象とするなど市場信用リスクの抑制につとめています。
- 有価証券等の取得後も定期的な自己査定を行い、事情変化についても追跡管理しています。

●市場リスク

▶金利・為替・株式などの市場のリスクファクターの変動により、資産や負債の価値に影響を受け、損失を被るリスクです。

- 市場リスクのうち、金利リスクについては、運用・調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR(バリュー・アット・リスク)を月次で計測・管理しています。

- 投資信託等の価格が変動する価格変動リスクに対しても、VaR(バリュー・アット・リスク)により、計測・管理しています。
- 計測したリスクは、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理しています。

●流動性リスク

▶市場の混乱等により市場取引が阻害されたり、予期せぬ資金の流出などで資金繰りに支障をきたすことにより、損失を被るリスクです。

- 資金ショートを発生させないよう、流動性リスクを考慮した現金等の保有基準の設定とポートフォリオの構築、さらに日常的な資金フローの把握・管理により、支払準備資産を適切に確保しています。

● **オペレーショナル・リスク** ▶ 日常業務において、役職員の活動もしくはシステムの不具合などの内生的な事象、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

事務リスク▶ 役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

- 事務処理状況を的確に把握して、事務手続の定型化・標準化・システム化などの推進および規程・事務手順・マニュアル・点検管理表等の整備をはかっています。
- 職員教育研修の充実や指導・点検、自己点検および他者点検の強化、実効性のある自店検査の実施などにより、基本動作に忠実で堅確な事務処理を行う態勢を構築し、事務リスクの低減をはかっています。
- オンラインシステムを最大限活用するとともに、業務の標準化・効率化を目的とした事務改革の取組みや、本部・営業店が一体となったPDCAサイクルを機能させた取組みにより、事務過誤・個人情報漏えい事案等の発生防止に向けた内部管理態勢を強化し、事務リスクの低減をはかっています。

システムリスク▶ オンラインシステムなどのコンピューターシステムが停止したり、誤作動するなど、システムの不備およびコンピューターが不正使用されることにより損失を被るリスクです。

- 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会の総合事務センターにて行われています。
- 同センターは地震や停電等に備えた構造・機能を有しているほか、万一、大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。
- システム障害が発生した場合の業務継続マニュアルの周知徹底および定期的な訓練の実施、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用および保護のための安全対策の実施など、態勢整備につとめています。
- 高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上をはかるとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

風評リスク▶ ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクです。

- 当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止につとめています。
- 万一、風評が発生した場合は、危機管理関連マニュアルに沿って適切な対応につとめます。

法務リスク▶ 法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクです。

- 当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修等を通じて役職員への周知徹底につとめています。
- 新規業務の開始時や各種契約の締結時には、コンプライアンス統括部によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談しています。

人的リスク▶ 人事運営上の不公平・不公正（給与・手当・解雇等の問題）などを起因として、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）や内部管理上防止が困難な役職員の不正などにより、損失を被るリスクです。

- 当金庫では、雇用形態等にに応じた人事管理の適切な実施、および職員の「能力」「役割」を基準とする人事制度を基本として、職員の働きがいを高める人事運営につとめています。
- セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止する取組みとして、全部店で研修会の開催、相談窓口の常設、ホームページにハラスメント撲滅に向けた宣言文の公開等を行っています。

有形資産リスク▶ 災害その他の事象から生じる有形資産のき損・損害などにより損失を被るリスクです。

- 全店の建物・土地に関するリスク（建築物の耐火・耐震状況や、地盤・浸水の危険度など立地状況）を明確にします。
- 有形資産のき損を防止するため、リスクを最新化するとともに、人命最優先の立場から、営繕工事、設備更新の対応計画を策定し実施します。
- 対応計画の実施と合わせて、必要により保険を付保するなどして、リスクに対して総合的に対応してまいります。

危機管理体制

当金庫では、大規模な自然災害、感染症のまん延、システム障害、サイバー攻撃、風評被害等の危機発生時において、早期に被害の復旧をはかり、必要最低限の業務を遂行するために「事業継続基本方針」を制定しています。

基本方針に基づき「緊急時危機対応規程」を制定し、危機発生時における組織的な役割分担と責任体制を明確にしています。

自然災害、システム障害等危機発生時には緊急時危機管理対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「緊急時危機対応内規」に基づき、迅速・的確に対応できる態勢を整備しています。さらに災害等によりシステムが停止する事態に備え、会員・お客様への影響を最小限にとどめることを目的とした「緊急時営業店業務継続マニュアル」を制定しています。

また、平常時における業務継続態勢の整備に係る取組みについては、「緊急時危機対応内規」に基づき、自然災害等の発生を想定した定期的な訓練、職員教育、計画的な物資調達を行うとともに、豪雨・豪雪に起因する災害発生に備えた具体的な対応を定めるなど、態勢の強化につとめています。

財務諸表

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	第70期末 (2022年3月31日)	第69期末 (2021年3月31日)
(資産の部)		
現金	4,748,916	5,203,596
預 け 金	478,043,127	457,930,081
有 価 証 券	100,083,587	88,933,087
国 債	11,362,124	15,157,102
地 方 債	194,030	198,370
社 債	41,195,530	35,919,130
投 資 信 託 株	47,326,289	37,652,371
株 式	5,614	6,114
貸 出 金	377,188,063	378,319,510
手 形 貸 付	2,725,060	2,565,260
証 書 貸 付	364,233,395	364,913,165
当 座 貸 越	10,229,608	10,841,085
そ の 他 資 産	8,091,518	7,850,624
未 決 済 為 替 貸	30,623	40,449
労 働 金 庫 連 合 会 出 資 金	5,600,000	5,600,000
前 払 費 用	20,712	20,874
未 収 収 益	2,254,900	2,013,508
そ の 他 の 資 産	185,281	175,792
有 形 固 定 資 産	5,326,183	5,446,873
建 物	1,366,445	1,420,458
土 地	3,639,190	3,639,190
建 設 仮 勘 定	942	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	319,604	387,224
無 形 固 定 資 産	55,612	60,939
ソ フ ト ウ ェ ア	45,883	50,077
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	9,728	10,862
前 払 年 金 費 用	108,849	67,506
繰 延 税 金 資 産	—	—
債 務 保 証 見 返	2,572	3,251
貸 倒 引 当 金	△ 42,935	△ 29,933
(うち個別貸倒引当金)	(△ 38,578)	(△ 29,187)
資 産 の 部 合 計	973,605,495	943,785,538

科 目	第70期末 (2022年3月31日)	第69期末 (2021年3月31日)
(負債の部)		
預 金 積 金	881,406,865	852,527,471
当 座 預 金	44,398	47,707
普 通 預 金	348,617,208	322,783,408
貯 蓄 預 金	12,596,313	12,545,620
別 段 預 金	88,555	110,261
定 期 預 金	520,060,389	517,040,473
譲 渡 性 預 金	10,151,681	11,787,940
借 用 金	210,800	223,200
当 座 借 越	210,800	223,200
そ の 他 負 債	1,362,767	1,676,806
未 決 済 為 替 借	16,046	7,637
未 払 費 用	419,903	407,343
未 払 法 人 税 等	236,027	494,289
前 受 収 益	55	15
払 戻 未 済 金	4,321	2,732
払 戻 未 済 持 分	35	112
そ の 他 の 負 債	686,378	764,675
賞 与 引 当 金	229,970	232,026
退 職 給 付 引 当 金	2,370,019	2,408,644
役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	60,127	60,803
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	27,664	29,142
繰 延 税 金 負 債	999,637	559,245
債 務 保 証	2,572	3,251
負 債 の 部 合 計	896,822,105	869,508,531
(純資産の部)		
出 資 金	4,942,743	4,947,055
普 通 出 資 金	4,942,743	4,947,055
利 益 剰 余 金	66,631,581	65,189,187
利 益 準 備 金	4,974,845	4,974,845
そ の 他 利 益 剰 余 金	61,656,736	60,214,342
特 別 積 立 金	59,508,612	58,108,612
(特 別 積 立 金)	11,208,612	11,208,612
(機 械 化 積 立 金)	9,400,000	9,100,000
(金 利 変 動 等 準 備 積 立 金)	24,300,000	23,600,000
(経 営 基 盤 強 化 積 立 金)	14,000,000	13,600,000
(配 当 準 備 積 立 金)	600,000	600,000
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,148,124	2,105,730
会 員 勘 定 合 計	71,574,324	70,136,242
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,209,065	4,140,764
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	5,209,065	4,140,764
純 資 産 の 部 合 計	76,783,390	74,277,007
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	973,605,495	943,785,538

(第70期末貸借対照表の注記事項)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理内規に基づき定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	34年～50年
その他	3年～20年

4. 無形固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

7. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理を行っております。

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理を行っております。

9. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

11. 収益の計上方法

役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」があります。このうち、受入為替手数料は、送金、代金取立等の為替業務に基づく収益です。

役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等については、契約負債を前受収益として計上し利用期間に按分しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。

12. 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

13. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	7,778,808千円
有形固定資産の圧縮記帳額	259,795千円

14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

115,272千円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

一千円

16. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は1,205,063千円、危険債権額は1,417,928千円です。

なお、債権は、貸借対照表の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

17. 三月以上延滞債権額

債権のうち、三月以上延滞債権額は41,169千円です。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

18. 貸出条件緩和債権額

債権のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

19. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額並びに貸出条件緩和債権額の合計額は、2,664,161千円です。

なお、16.から19.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。(表示方法の変更)

16.から19.について、「労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令の一部を改正する命令」(令和2年1月24日 内閣府厚生労働省令第1号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、労働金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

20. 担保に供している資産

内国為替取引と当座貸越契約に係る担保として、労働金庫連合会に定期預け金44,850,600千円を差し入れております。

21. 出資1口当たりの純資産額

15,534円57銭

22. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は主に債券及び投資信託であり、満期保有目的及びその他保有目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか業務統括部により行われ、定期的に理事会へ報告を行っております。また、与信管理の状況については、内部監査部が監査をしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMIによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMIに関する規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。また、理事会において決定されたALMIに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議をALM委員会において行い、理事会に報告しております。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関してALMIに関する規程等に基づき管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された余裕金運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」及び「借入金」であります。

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間240日、信頼区間99%、観測期間1200営業日)により算出しており、令和4年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で11,026,001千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定例的に実施し、計測手法の有効性を検証しております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです(時価等の算定方法については(注1)を参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	478,043,127	478,086,326	43,199
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,199,974	3,212,040	12,065
其他有価証券	96,877,999	96,877,999	-
(3) 貸出金	377,188,063		
貸倒引当金(*)	△ 42,935		
	377,145,128	381,395,511	4,250,382
金融資産計	955,266,229	959,571,877	4,305,648
(1) 預金積金	881,406,865	881,607,984	201,119
(2) 譲渡性預金	10,151,681	10,152,660	978
(3) 借入金	210,800	210,897	97
金融負債計	891,769,347	891,971,542	202,195

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け入れを行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は業界団体が公表している価格によっております。投資信託は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	5,614
労金連合会出資金	5,600,000
その他	10
合 計	5,605,624

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	94,134,027	372,809,100	11,100,000	—
有価証券				
満期保有目的の債券	3,199,974	—	—	—
その他の有価証券のうち 満期があるもの	300,260	13,811,731	98,750	39,551,640
貸出金(*)	32,120,130	91,141,867	78,546,987	165,149,469
合 計	129,754,392	477,762,698	89,745,737	204,701,109

(*) 貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	650,237,905	228,757,425	2,411,534	—
譲渡性預金	9,279,681	872,000	—	—
借入金	12,400	49,600	62,000	86,800
合 計	659,529,987	229,679,025	2,473,534	86,800

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」等が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,199,974	3,212,040	12,065
	小 計	3,199,974	3,212,040	12,065
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	小 計	—	—	—
合 計		3,199,974	3,212,040	12,065

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

(4) その他有価証券

(単位:千円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	15,262,420	14,739,673	522,746
	国債	7,877,990	7,403,892	474,097
	地方債	101,150	100,000	1,150
	社債	7,283,280	7,235,781	47,498
	その他	47,326,289	39,714,155	7,612,133
	小 計	62,588,709	54,453,829	8,134,880
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	34,289,290	35,288,463	△ 999,173
	国債	284,160	300,371	△ 16,211
	地方債	92,880	100,000	△ 7,120
	社債	33,912,250	34,888,092	△ 975,842
	その他	—	—	—
	小 計	34,289,290	35,288,463	△ 999,173
合 計		96,877,999	89,742,293	7,135,706

26. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当取引はありません。

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当取引はありません。

28. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、75,037,434千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)は34,140,418千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている庫内手続きに基づき顧客の現況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち40,897,015千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	639,905千円
減価償却限度超過額	166,825
賞与引当金	62,092
事業税・特別法人事業税引当額	22,960
その他	<u>89,889</u>
繰延税金資産小計	981,672
評価性引当額	<u>△25,279</u>
繰延税金資産合計	956,392
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,926,640
前払年金費用	<u>29,389</u>
繰延税金負債合計	<u>1,956,030</u>
繰延税金負債の純額	<u>999,637千円</u>

30. 契約資産、顧客との契約から生じた債権、契約負債

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)に基づく契約資産等の金額は、他の資産と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産	— 千円
顧客との契約から生じた債権	43,990千円
契約負債	46千円

31. 会計方針の変更

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

(「時価の算定に関する会計基準」等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)を当事業年度より適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる計算書類への影響はありません。

(「収益認識に関する会計基準」等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換を受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

(消費税等の会計処理の変更)

消費税等の会計処理は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、従来の税込方式から税抜方式に変更しております。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除していません。

以上

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第70期	第69期
	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
経常収益	10,129,695	10,442,855
資金運用収益	9,581,435	9,772,994
貸出金利息	6,657,316	6,798,613
預け金利息	1,250,544	1,220,236
有価証券利息配当金	1,235,927	1,061,522
その他の受入利息	437,647	692,622
役員取引等収益	311,600	354,812
受入為替手数料	99,490	120,144
その他の役員収益	212,109	234,668
その他業務収益	235,589	301,293
外国為替売買益	—	192
その他の業務収益	235,589	301,101
その他経常収益	1,070	13,754
貸倒引当金戻入益	—	12,631
その他の経常収益	1,070	1,123
経常費用	7,778,293	7,996,889
資金調達費用	208,759	230,063
預金利息	205,914	226,676
譲渡性預金利息	2,739	3,275
借入金利息	105	112
役員取引等費用	1,360,783	1,362,911
支払為替手数料	404,475	438,377
その他の役員費用	956,308	924,533
その他業務費用	1,619	10,633
外国為替売買損	107	—
国債等債券償還損	—	9,586
その他の業務費用	1,512	1,046
経費	6,192,170	6,392,267
人件費	3,644,934	3,768,409
物件費	2,313,941	2,571,848
税	233,293	52,009
その他経常費用	14,960	1,014
貸倒引当金繰入額	13,001	—
その他資産償却	1,186	—
退職手当金	771	1,011
その他の経常費用	0	3
経常利益	2,351,402	2,445,966
特別利益	—	28
固定資産処分益	—	28
特別損失	110,942	10,601
固定資産処分損	89,210	10,601
減損損失	21,731	—
税引前当期純利益	2,240,459	2,435,394
法人税、住民税及び事業税	394,388	615,861
法人税等調整額	45,266	14,663
法人税等合計	439,655	630,525
当期純利益	1,800,804	1,804,868
繰越金（当期末首残高）	347,320	300,861
当期末処分剰余金	2,148,124	2,105,730

(第70期損益計算書の注記事項)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 364円19銭
- 固定資産の重要な減損損失
当事業年度において、以下の資産グループについて重要な減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
高田支店	営業用店舗	建物等

当金庫は、金庫の所有する固定資産を25営業部店及び本部共用資産の資産グループに区分して減損損失を判定しております。

上記資産グループは、理事会による店舗建替の意思決定に伴い、当該資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じる見込みである場合に該当するものとして、当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(21,731千円)として特別損失に計上しております。その内訳は、建物16,246千円、その他5,485千円です。

以上

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	第70期	第69期
	総会承認日 2022年6月27日	総会承認日 2021年6月25日
当期末処分剰余金	2,148,124	2,105,730
繰越金（当期末首残高）	347,320	300,861
当期純利益	1,800,804	1,804,868
剰余金処分額	1,838,280	1,758,409
普通出資に対する配当金 （配当率）	148,282 （年3%）	148,411 （年3%）
事業の利用分量に対する配当金	689,998	209,998
支払い預金利息 に対する配当金	634,798	153,298
受入貸出金利息 に対する配当金	55,199	56,699
配当負担率（注）	39.02%	17.02%
利益準備金	—	—
機械化積立金	300,000	300,000
金利変動等準備積立金	700,000	700,000
経営基盤強化積立金	—	400,000
繰越金（当期末残高）	309,844	347,320

(注) 配当負担率 = $\frac{\text{普通出資に対する配当金} + \text{事業の利用分量に対する配当金}}{\text{当期末処分剰余金}} \times 100$

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2022年5月23日に監事の監査を受けております。また、同年6月27日開催の総会において上記の貸借対照表および損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、2022年5月23日に労働金庫法第41条の2第3項に基づく会計監査人の監査を受けております。

2021年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2022年6月28日

新潟県労働金庫

理事長 齋藤 敏明

自己資本の充実の状況(単体)

自己資本比率(国内基準)

2021年度末	2020年度末
16.83%	17.21%

(注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。
なお、当金庫は国内基準を採用しています。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準と呼ばれる基準が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる基準が適用されます。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額^(注1) - コア資本に係る調整項目の額^(注2))}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額^(注3) + オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5^(注4)} \times 100$$

- (注) 1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計額です。
2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計額です。
3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフ・バランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額です。
4. 8%(国際統一基準の所要自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」(注)を採用しています。

(注) 標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。

主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン(1億円以下)が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」(注)を採用しています。

(注) 基礎的手法……粗利益の15%(直近3年の平均値)をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は16.83%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補てん原資である自己資本の充実につとめてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2021年度末	2020年度末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積の永久優先出資に係る会員勘定の額	70,736	69,777
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,942	4,947
うち、利益剰余金の額	66,631	65,189
うち、外部流出予定額(△)	△ 838	△ 358
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	0
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	0
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	70,740	69,778
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	55	60
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	55	60
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	79	49
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	135	110
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	70,605	69,668
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	402,091	387,044
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	17,283	17,653
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	419,374	404,698
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.83%	17.21%

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたパーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目は「コア資本に係る基礎項目」として定められております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは

会員の皆様から出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となる場合があります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他の資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」及び「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下のとおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

- (1)金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。
- (2)機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を向上させるための積立金のことです。
- (3)配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。
- (4)経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員の皆様へ還元することが予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資金等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるといったものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当てという制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています。(算入上限は信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%)

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することが可能です。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額は、経過措置適用期間中は再評価額に基づいて計算した額を信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形固定資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収に及ぶことが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却収入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘案後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

【自己資本調達手段の概要】

2021年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- | | |
|------|--------------------------------|
| 普通出資 | ①発行主体:新潟県労働金庫 |
| | ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:4,942百万円 |

自己資本の充実度に関する事項

■信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項 目	2021年度末		2020年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク (A)	402,091	16,083	387,044	15,481
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)	364,813	14,592	357,164	14,286
ソブリン向け (注4)	30	1	30	1
金融機関向け	96,016	3,840	91,946	3,677
事業法人等向け	19,484	779	17,566	702
中小企業等・個人向け	200,493	8,019	196,177	7,847
抵当権付住宅ローン	35,110	1,404	37,365	1,494
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
延滞債権 (注5)	287	11	483	19
その他 (注6)	13,391	535	13,595	543
証券化エクスポージャー (うち再証券化)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (注7)	37,277	1,491	29,879	1,195
ルック・スルー方式 (注8)	37,277	1,491	29,879	1,195
マンドート方式 (注9)	—	—	—	—
蓋然性方式(250%) (注10)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%) (注10)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%) (注11)	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー (注13)	—	—	—	—
オペレーショナル・リスク (注14) (B)	17,283	691	17,653	706
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)	419,374	16,774	404,698	16,187

- (注) 1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
- 貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをとまうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
- なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取り扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に係るものです。
2. 「所要自己資本」はリスク・アセットの4%相当額です。
3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。
4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。
5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
7. 「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」は、ファンド向けエクイティ出資について、エクスポージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いです。この場合は、以下の8. ～11. の順序により、それぞれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。
8. 「ルック・スルー方式」は、エクスポージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫自身が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{ルック・スルー方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
9. 「マンドート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。
- $$\text{マンドート方式} = \frac{\text{裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額}}{\text{裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額}}$$
10. 「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンドート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。
11. 「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンドート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。
12. 「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA(デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額)が変動するリスクのことをいいます。
13. 「中央清算機関関連エクスポージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関(CCP)に対して発生するエクスポージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。
14. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。
- (基礎的手法の算定方法)
- $$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

【金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要】

2021年度末の当金庫の自己資本比率は16.83%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。
 また、当金庫の自己資本は出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、質・量ともに充実していると評価しております。
 当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対比することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。
 具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

〈地域別〉

(単位：百万円)

地域区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を裏付 とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末
	国	内	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末
国	948,039	927,372	397,997	399,376	53,311	51,015	—	—	—	—	496,730	476,980	204	333
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	948,039	927,372	397,997	399,376	53,311	51,015	—	—	—	—	496,730	476,980	204	333

〈業種別〉

(単位：百万円)

業種区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を裏付 とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)		延滞 エクスポージャー (注3)	
	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末
	製造業	11,666	10,555	—	—	11,666	10,555	—	—	—	—	0	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,505	1,201	—	—	1,505	1,200	—	—	—	—	0	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	2,861	1,892	—	—	2,861	1,891	—	—	—	0	0	—	—	
情報通信業	305	307	—	—	305	307	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	13,037	9,967	—	—	13,037	9,967	—	—	—	—	0	—	—	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	3,544	3,547	—	—	3,544	3,547	—	—	—	—	0	—	—	
金融業、保険業	487,903	467,555	—	—	2,310	2,311	—	—	—	485,592	465,243	—	—	
不動産業、物品賃貸業	6,052	5,548	—	—	6,052	5,548	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	267	299	267	299	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	124	130	24	29	100	100	—	—	—	—	0	—	—	
国・地方公共団体	11,158	14,805	—	—	11,127	14,784	—	—	—	—	31	20	—	—
個人	397,705	399,048	397,705	399,048	—	—	—	—	—	—	—	—	204	333
その他	11,906	12,514	—	—	800	800	—	—	—	11,105	11,713	—	—	
合計	948,039	927,372	397,997	399,376	53,311	51,015	—	—	—	—	496,730	476,980	204	333

〈残存期間別〉

(単位：百万円)

期間区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ 取引		複数の資産を裏付 とする資産 (ファンド等)		その他の資産等 (注2)	
	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末
	期間の定めのないもの	52,503	57,949	30,704	31,556	—	—	—	—	—	21,799	26,393
1年以下	96,573	130,142	3,634	3,492	3,505	5,109	—	—	—	—	89,434	121,540
1年超3年以下	184,589	173,468	8,304	8,330	9,226	8,131	—	—	—	—	167,057	157,007
3年超5年以下	223,996	170,594	16,867	16,537	—	4,611	—	—	—	—	207,128	149,445
5年超7年以下	30,336	41,913	18,926	19,319	100	—	—	—	—	—	11,310	22,593
7年超10年以下	31,061	31,830	31,061	31,830	—	—	—	—	—	—	—	—
10年超	328,977	321,473	288,498	288,309	40,478	33,163	—	—	—	—	—	—
合計	948,039	927,372	397,997	399,376	53,311	51,015	—	—	—	—	496,730	476,980

- (注) 1. エクスポージャー区分の「貸出金等取引」は、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引を含みます。
 2. エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
 3. エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 4. CVAリスク相当額および中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2021年度	0	4	—	0	4
	2020年度	1	0	—	1	0
個別貸倒引当金	2021年度	29	38	—	29	38
	2020年度	52	29	11	41	29
合 計	2021年度	29	42	—	29	42
	2020年度	53	29	11	42	29

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示(△)します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

■個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(業種別)

(単位：百万円)

業 種 区 分	個 別 貸 倒 引 当 金										貸出金償却 (貸出金未収利息・ 与信関係仮払金含む)	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		2021年度	2020年度
	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	目的使用		その他		2021年度	2020年度		
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、 林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、 飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、 福 祉	—	—	13	—	—	—	—	—	13	—	—	—
サ ー ビ ス 業	0	1	0	0	—	—	0	1	0	0	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	28	51	25	28	—	11	28	40	25	28	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	29	52	38	29	—	11	29	41	38	29	—	—

(注)当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2021年度末			2020年度末		
	格付有り	格付無し	合 計	格付有り	格付無し	合 計
0%	—	45,767	45,767	—	50,450	50,450
10%	—	328	328	—	301	301
20%	11,296	479,983	491,280	7,959	459,635	467,594
35%	—	100,307	100,307	—	106,757	106,757
50%	27,173	1	27,174	24,464	0	24,465
75%	—	267,361	267,361	—	261,598	261,598
100%	3,413	11,280	14,693	3,507	11,406	14,913
150%	—	168	168	—	300	300
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	956	956	—	990	990
1250%	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	41,883	906,155	948,039	35,930	891,441	927,372

(注)1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

4. 国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無に係わらず全て「格付無し」に分類しています。

【信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では、信用リスク管理の基本方針を理事会で定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うこととしており、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの管理については、「与信信用リスク管理内規」を定めるとともに、貸出金等の自己査定を定期的実施することにより、信用リスクの把握につとめています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況については、定期的に統合的リスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

＜正常先債権および要注意先債権＞

債権を一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

＜破綻懸念先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

＜破綻先債権および実質破綻先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

【リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称】

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っていません。

- ・(株)格付投資情報センター(R&I)
- ・(株)日本格付研究所(JCR)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サーピス・インク(Moody's)
- ・S&Pグローバル・レーティング(S&P)

信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末
ポートフォリオ						
ソブリン向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
金融機関向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
事業法人等向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向けエクスポージャー	9,408	9,751	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向けエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
延滞エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計	9,408	9,751	—	—	—	—

【信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「融資事務基本規程」および関連要領に基づき適切な評価・管理を行っております。なお、信用リスク削減手法の適用は、簡便手法を用いています。

保証およびクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法として用いておりません。

出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

項目	2021年度末		2020年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	—	—	—	—
非上場株式等	5	5	6	6
その他	5,600	5,600	5,600	5,600
合計	5,605	5,605	5,606	5,606

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

3. 投資信託に含まれる出資等のエクスポージャーは含んでいません。

■出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

2021年度において、出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益はありません。

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

2021年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

■貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

2021年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

【出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

子会社株式については、保有しておりません。関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、定められたリスク量の範囲内で適切にリスク管理を行いながら有価証券運用を行うことを基本スタンスとして、「余裕金運用計画」で購入枠等を設定しています。運用計画については、資金運用委員会およびALM委員会で検討し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握につとめています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、適切に処理しています。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

項目	2021年度末	2020年度末
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	39,714	32,319
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

金利リスクに関する事項

■金利リスク量

(単位：百万円)

項目	2021年度末	2020年度末
VaR	11,026	9,214

■IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		2021年度末	2020年度末	2021年度末	2020年度末
1	上方パラレルシフト	9,469	9,296	1,139	866
2	下方パラレルシフト	0	0	61	308
3	ス テ ィ ー プ 化	3,178	3,757		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	9,469	9,296	1,139	866
		ホ		へ	
8	自 己 資 本 の 額	70,605		69,668	

- (注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しています。
2. 「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めに基づき記載しています。なお、表中のイ、ロ、…の記号は告示の様式上に定められているものです。
3. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合はプラスで表示)。
4. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合はプラスで表示)。

【金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員及び間接構成員向け貸出、国債・社債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)及び信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金・有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフ・バランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクはVaR計測による計量化を行い、配賦された資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスク量は月次で計測・分析し、代表理事全員が参加する統合的リスク管理委員会、ALM委員会および理事会に報告しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVE及び金利収益の変動額である△NIIを四半期毎に計測しており、この計測結果も統合的リスク管理委員会、ALM委員会および理事会に報告しています。

【金利リスクの算定手法の概要】

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 - 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2021年度末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.582年です。
 - 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としています。
 - 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、滞留期間を考慮したコア預金内部モデルを用いています。(注)
(注)コア預金とは、明確な金利改定期間がなく預金者の要求によって随時払出される要求払預金のうち、払出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。
推計値については定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等は十分に行っています。
 - 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
 - 複数通貨の集計方法及びその前提
IRRBBについては、2021年度末現在において調達通貨および運用通貨の全てが円建てであることから日本円を計測対象としています。
 - スプレッドに関する前提
スプレッド及びその変動は考慮していません。
 - 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。
 - 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
△EVEは、2020年度比で173百万円増加して、9,469百万円となりました。また、△NIIは、2020年度比で273百万円増加して、1,139百万円となりました。
 - 計測値の解釈や重要性に関する説明
2021年度末における△EVEの計測値は、自己資本対比で13.412%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を下回っています。当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。
- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - 金利ショックに関する説明
当金庫ではVaR(バリュアット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。
 - 金利リスク計測の前提及びその意味(特に定量的開示の対象となる△EVE及び△NIIと大きく異なる点)
VaRは、保有期間1年(240日間)、信頼区間片側99%、観測期間5年間(1200営業日)の条件のもとで分散共分散法により算出しています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

【オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク・危機管理をオペレーショナル・リスクとして定義し、理事会で定めた統合的リスク管理方針および関連規程に基づいて管理しています。

事務リスクについては、事務手続の定型化・標準化等により規程類の整備を進めているほか、本部主管部による臨店指導や教育研修の実施などにより態勢整備をはかっています。

システムリスクについては、当金庫が委託している労働金庫総合事務センターが機能停止した場合でもバックアップセンターにより業務継続が可能な体制を確保するとともに、業務継続マニュアルの周知徹底や定期的な訓練実施のほか、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用と保護のための安全対策を実施しています。

そのほか各オペレーショナル・リスクについては、年2回主管部による自己評価を行い、その内容を統合的リスク管理委員会で協議・検討して改善をはかっています。

【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引および長期決済期間取引に該当する取引はありません。

【派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要】

当金庫では、「資金運用規程」で、余裕金運用に係るデリバティブ取引は現物資産の価格変動リスクを抑制するヘッジ目的に限定することとしており、主体的に取り組んでいる派生商品取引はありません。ただし、保有している投資信託に含まれている場合がありますが、購入枠を設定していることからリスクは限定されています。

上記のとおり、派生商品取引等に係るリスクは限定的であることから、担保による保全およびリスク資本の割当については行っていません。また、長期決済期間取引の取扱いはありません。

業務実績

会員・出資金の内訳

区 分	2021年度末			2020年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
	会員	百万円	%	会員	百万円	%
団 体 会 員	1,932	4,852	98.17	1,992	4,849	98.01
民間労働組合	782	1,916	38.76	795	1,901	38.42
民間以外の労働組合 及び公務員の団体	338	2,567	51.94	341	2,565	51.84
生活協同組合	15	76	1.53	16	76	1.53
その他の団体	797	290	5.86	840	305	6.16
個 人 会 員	3,633	90	1.82	4,011	97	1.96
合 計	5,565	4,942	100.00	6,003	4,947	100.00

主要な業務の状況を示す指標

(単位：百万円)

項 目	2021年度	2020年度
業 務 粗 利 益	8,557	8,825
業 務 粗 利 益 率	0.89%	0.96%
業 務 純 益	2,420	2,527
実 質 業 務 純 益	2,424	2,527
コ ア 業 務 純 益	2,424	2,536
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	2,424	2,532
資 金 運 用 収 支	9,372	9,542
役 務 取 引 等 収 支	△ 1,049	△ 1,008
そ の 他 業 務 収 支	233	290
資 金 運 用 勘 定 平 均 残 高	952,320	916,530
資 金 運 用 収 益 (受 取 利 息)	9,581	9,772
資 金 運 用 収 益 増 減 (△) 額	△ 191	△ 110
資 金 運 用 利 回 り	1.00%	1.06%
資 金 調 達 勘 定 平 均 残 高	890,920	857,170
資 金 調 達 費 用 (支 払 利 息)	208	230
資 金 調 達 費 用 増 減 (△) 額	△ 21	△ 16
資 金 調 達 利 回 り	0.02%	0.02%
資 金 調 達 原 価 率	0.71%	0.76%
資 金 利 ざ や	0.29%	0.30%
総 資 産 経 常 利 益 率	0.24%	0.26%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.18%	0.19%

(注)1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。なお、業務純益から控除する「貸倒引当金繰入額」は、貸倒引当金が全体として繰入超過の場合、個別貸倒引当金繰入額(または取崩額)を除きます。また、同じく「経費」は、退職給付費用のうち数理計算上の差異の償却額など臨時的な経費等を除きます。

4. 「実質業務純益」とは、業務純益に一般貸倒引当金繰入額を加えた利益指標です。

5. 「コア業務純益」とは、実質業務純益から国債等債券関係損益による一時的な変動要因を除いた利益指標です。

6. 「コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)」とは、コア業務純益から投資信託解約損益を除いた利益指標です。

$$7. \text{資金利ざや} = \text{資金運用利回り} - \text{資金調達原価率}$$

$$8. \text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益(又は当期純利益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

(又は総資産当期純利益率)

貸出金等に関する指標

■貸出金科目別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2021年度	2020年度
手形貸付	3,069	2,769
証書貸付	362,659	366,347
当座貸越	11,209	11,886
割引手形	—	—
合計	376,939	381,003

■貸出金の固定金利・変動金利別内訳残高

(単位:百万円)

項目	2021年度末	2020年度末
固定金利貸出金	58,780	62,102
変動金利貸出金	318,407	316,217
合計	377,188	378,319

(注)手形貸付、当座貸越は「固定金利貸出金」、固定金利選択型住宅ローンは「変動金利貸出金」としております。

■貸出金担保種類別内訳残高

(単位:百万円)

項目	2021年度末	2020年度末
当金庫預金積金	9,406	9,748
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	285,796	287,335
その他	—	—
小計	295,202	297,083
保証	81,963	81,232
信用	22	2
合計	377,188	378,319

■債務保証見返勘定の担保種類別内訳残高

(単位:百万円)

項目	2021年度末	2020年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小計	—	—
保証	—	—
信用	2	3
合計	2	3

■預貸率

(単位:%)

項目	2021年度	2020年度
預貸率(期末値)	42.30	43.77
預貸率(期中平均値)	42.31	44.46

■貸出金使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

項目	2021年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
貸金手当対策資金	—	—	—	—
生活資金	71,712	19.01	70,178	18.54
カードローン	9,629	2.55	10,183	2.69
教育ローン	16,404	4.34	15,221	4.02
その他	45,678	12.11	44,772	11.83
福利共済資金	17	0.00	21	0.00
運営資金	17	0.00	21	0.00
設備資金	271	0.07	285	0.07
生協資金	3	0.00	21	0.00
運営資金	3	0.00	21	0.00
設備資金	—	—	—	—
住宅資金	305,183	80.91	307,812	81.36
一般住宅資金	305,183	80.91	307,812	81.36
住宅事業資金	—	—	—	—
合計	377,188	100.00	378,319	100.00

■貸出金貸出先別・業種別内訳残高

(単位:百万円、%)

項目	2021年度末		2020年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
会員等	375,674	99.59	376,582	99.54
民間労働組合	107,303	28.44	105,918	27.99
民間以外の労働組合及び公務員の団体	58,266	15.44	58,429	15.44
消費生活協同組合及び連合会	21,763	5.76	20,001	5.28
その他の団体	188,330	49.93	192,220	50.80
《間接構成員》	《375,659》	《99.59》	《376,542》	《99.53》
個人会員	9	0.00	12	0.00
会員外	1,513	0.40	1,737	0.45
預金積金担保貸出	492	0.13	621	0.16
その他	1,020	0.27	1,115	0.29
業種別内訳				
製造業	—	—	—	—
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、採砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—	—	—
医療、福祉	264	0.06	277	0.07
サービス業	22	0.00	24	0.00
国・地方公共団体	—	—	—	—
個人	734	0.19	814	0.21
その他	—	—	—	—
合計	377,188	100.00	378,319	100.00

不良債権の状況

■「労働金庫法に基づく開示債権(リスク管理債権)及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権」

2022年3月31日現在の開示債権等の状況は以下のとおりです。

(単位:百万円)

項目	2021年度末	2020年度末
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権合計(A)	2,664	2,492
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,205	1,079
危険債権	1,418	1,340
要管理債権	41	73
三月以上延滞債権	41	73
貸出条件緩和債権	—	—
保全額(B)	2,663	2,491
担保・保証等による回収見込額	2,624	2,461
貸倒引当金	39	29
保全率(B)/(A)	99.96%	99.96%
正常債権(C)	374,885	376,198
合計(D)=(A)+(C)	377,549	378,689
労働金庫法及び金融再生法上の不良債権比率(A)/(D)	0.71%	0.66%

(注)1. 金額は決算後(償却後)の計数です。
2. 単位未満を四捨五入しています。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の債権のことで、労働金庫法施行規則第114条で定めるものです。リスク管理債権は、その債務者の状態により「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に区分されます。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準ずる債権のことで、

「危険債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しないものです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことで、

「三月以上延滞債権」とは

元本または利息の支払いが約定の支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」並びに「危険債権」に該当しないものです。

「貸出条件緩和債権」とは

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しないものです。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と異なります。

「正常債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権のことで、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。

「担保・保証等による回収見込額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」のうち、預金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示(△)します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、債務者の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことで、

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権(「三月以上延滞債権」、「貸出条件緩和債権」)」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算出した金額を計上する貸倒引当金のことで、

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

預金に関する指標

■預金種類別内訳(平均残高)

(単位:百万円)

項目	2021年度	2020年度
流動性預金	353,742	325,486
定期性預金	525,959	519,363
譲渡性預金	11,007	12,096
その他の預金	—	—
合計	890,709	856,946

■定期預金の固定金利・変動金利別内訳残高

(単位:百万円)

項目	2021年度末	2020年度末
固定金利定期預金	519,821	516,792
変動金利定期預金	238	248
その他	—	—
合計	520,060	517,040

■財形貯蓄残高

(単位:百万円、%)

項目	2021年度末		2020年度末	
	残高	預金に占める割合	残高	預金に占める割合
一般財形	109,489	12.28	109,136	12.62
財形年金	44,408	4.98	46,078	5.33
財形住宅	6,268	0.70	6,814	0.78
合計	160,166	17.96	162,028	18.74

(注)「預金に占める割合」の分母となる預金残高には譲渡性預金を含んでいます。

有価証券に関する指標

■有価証券の種類別・残存期間別の残高

(単位:百万円)

項目	期間の定めなし	残存期間				合計
		1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
国債	2021年度末	—	3,199	—	—	11,362
	2020年度末	—	4,800	3,200	—	15,157
地方債	2021年度末	—	—	—	194	194
	2020年度末	—	—	—	198	198
短期社債	2021年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
社債	2021年度末	—	300	9,200	98	41,195
	2020年度末	—	299	9,509	—	35,919
貸付信託	2021年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
投資信託	2021年度末	43,115	—	4,210	—	47,326
	2020年度末	33,705	—	1,376	2,570	37,652
株式	2021年度末	5	—	—	—	5
	2020年度末	6	—	—	—	6
外国証券	2021年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
その他の証券	2021年度末	—	—	—	—	—
	2020年度末	—	—	—	—	—
合計	2021年度末	43,121	3,500	13,411	98	39,952
	2020年度末	33,711	5,100	14,086	2,570	33,464

(注)社債には公社公団債および事業債が含まれます。

■有価証券の種類別内訳(平均残高)

(単位：百万円、%)

項 目	2021年度		2020年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国 債	12,719	14.38	17,334	21.78
地 方 債	199	0.22	199	0.25
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	39,512	44.70	32,740	41.14
貸 付 信 託	—	—	—	—
投 資 信 託	35,955	40.67	29,283	36.80
株 式	5	0.00	6	0.00
外 国 証 券	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—
合 計	88,393	100.00	79,564	100.00

(注)社債には公社公団債および事業債が含まれます。

■商品有価証券の種類別内訳(平均残高)

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

■預証率

(単位：%)

項 目	2021年度	2020年度
預証率(期 末 値)	11.22	10.28
預証率(期 中 平均 値)	9.92	9.28

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金としてお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどに振り向け、勤労者の借入ニーズに応じていますが、その資金の一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため、保有する金融商品は時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

なお、時価会計をふまえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2021年度末現在の状況であり、今後変動していきます。確定(実現)した損益でないことをご理解ください。

■売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

■満期保有目的の債券

(単位：百万円)

項 目	2021年度末			2020年度末			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,199	3,212	12	8,000	8,074	73
	小計	3,199	3,212	12	8,000	8,074	73
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	—	—	—
合 計	3,199	3,212	12	8,000	8,074	73	

(注)1. 時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。

2. 市場価格のない株式等は、本表には含めておりません。

■子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

■その他有価証券

(単位：百万円)

項 目	2021年度末			2020年度末			
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	15,262	14,739	522	19,333	18,599	733
	国債	7,877	7,403	474	7,156	6,552	603
	地方債	101	100	1	103	100	3
	社債	7,283	7,235	47	12,073	11,946	126
	その他	47,326	39,714	7,612	37,257	31,919	5,337
	小計	62,588	54,453	8,134	56,590	50,519	6,071
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	34,289	35,288	△ 999	23,940	24,334	△ 394
	国債	284	300	△ 16	—	—	—
	地方債	92	100	△ 7	94	100	△ 5
	社債	33,912	34,888	△ 975	23,845	24,234	△ 388
	その他	—	—	—	394	400	△ 5
	小計	34,289	35,288	△ 999	24,335	24,734	△ 399
合 計	96,877	89,742	7,135	80,926	75,254	5,672	

(注)1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 社債には公社公団債および事業債が含まれます。

3. 市場価格のない株式等は、本表には含めておりません。

■市場価格のない株式等の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項 目	2021年度末	2020年度末
非 上 場 株 式	5	6
合 計	5	6

金銭の信託の時価情報

金銭の信託は保有しておりません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

2021年度において、該当する取引はありません。

連結情報

連結対象となる子会社等は保有しておりません。

店舗・プラザのご案内

(2022年7月1日現在)

	支店名	住所	電話番号	ATMお取り扱い時間	
				平日	土曜・日曜・祝日
新潟市	本店	新潟市中央区寄居町332番地38	025(228)1230	8:00~21:00	9:00~19:00
	新潟西支店	新潟市西区坂井砂山3丁目6番66号	025(260)8866	8:00~21:00	9:00~19:00
	ろうきんプラザ新潟西	ろうきん新潟西支店内	0120(394)505		—
	東新潟支店	新潟市中央区明石1丁目2番22号	025(241)1331	8:00~19:00	9:00~19:00
	ろうきんプラザ東新潟	ろうきん東新潟支店内	025(241)1660		—
	新潟南支店	新潟市中央区新光町19番地2	025(285)5311	8:00~19:00	9:00~19:00
	山の下支店	新潟市東区秋葉1丁目1番1号	025(273)6181	8:00~19:00	9:00~19:00
	新津支店	新潟市秋葉区美幸町2丁目463番	0250(23)0115	8:00~21:00	9:00~19:00
佐渡・下越地区	巻支店	新潟市西蒲区巻甲2214番地	0256(72)4161	8:00~19:00	9:00~19:00
	佐渡支店	佐渡市東大通1294番地4	0259(57)3321	8:00~21:00	9:00~19:00
	新発田支店	新発田市中央町3丁目2番2号	0254(22)3007	8:00~21:00	9:00~19:00
	ろうきんプラザ新発田	ろうきん新発田支店内	0254(22)3120		—
	村上支店	村上市小国町4番7号	0254(52)1251	8:00~19:00	9:00~19:00
	中条支店	胎内市東本町23番35号	0254(44)8700	8:00~19:00	9:00~19:00
	五泉支店	五泉市東本町2丁目9番2号	0250(42)1113	8:00~19:00	9:00~19:00
中越地区	津川出張所	東蒲原郡阿賀町津川3733番地	0254(92)5151	8:00~19:00	9:00~19:00
	加茂支店	加茂市番田4番6号	0256(53)2371	8:00~19:00	9:00~19:00
	長岡支店	長岡市呉服町1丁目3番地35	0258(33)6318	8:00~21:00	9:00~19:00
	ろうきんプラザ長岡	ろうきん長岡支店内	0258(33)0222		—
	三条支店	三条市東三条2丁目15番20号	0256(34)3621	8:00~21:00	9:00~19:00
	ろうきんプラザ県央	ろうきん三条支店内	0256(34)3621		—
	燕支店	燕市井土巻字屋敷付163番地6	0256(64)3161	8:00~19:00	9:00~19:00
	長岡北支店	長岡市新町3丁目2番6号	0258(34)5010	8:00~21:00	9:00~19:00
	小千谷支店	小千谷市城内1丁目13番18号	0258(83)4555	8:00~19:00	9:00~19:00
	柏崎支店	柏崎市駅前2丁目3番29号	0257(22)6155	8:00~21:00	9:00~19:00
	十日町支店	十日町市寿町4丁目1番20	025(757)8300	8:00~19:00	9:00~19:00
上越地区	六日町支店	南魚沼市六日町474番地2	025(773)2112	8:00~19:00	9:00~19:00
	直江津支店	上越市五智1丁目16番30号	025(543)4584	8:00~21:00	9:00~19:00
	高田支店	上越市大手町1番24号 建替え工事に伴う仮店舗(2022年1月24日~) 上越市本町4丁目2番19号 オージュビル 1階・2階	025(523)5454	8:00~21:00	9:00~19:00
	ろうきんプラザ上越	ろうきん高田支店内	025(521)0707		—
	新井支店	妙高市中央町7番2号	0255(73)7111	8:00~19:00	9:00~19:00
	糸魚川支店	糸魚川市寺町3丁目9番22号	025(552)7107	8:00~19:00	9:00~19:00

※各営業店およびろうきんプラザの営業時間につきましては、最寄りの店舗へお問い合わせいただくか、ホームページをご確認ください。
 ※店頭でのご相談は、ホームページ内の「ご来店予約サービス」による事前申込みをお勧めしています。

◆代理店 当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理店はありません。

インターネット新潟支店

 〒951-8565 新潟市中央区寄居町332番地38
 フリーダイヤル ☎0120(609)150

受付時間	9:00~21:00
------	------------

※インターネットバンキング・ヘルプデスクのお問い合わせ先です。
 ※1月1日~1月3日および定期メンテナンス時は、ご利用いただけません。

店舗外ATM(現金自動預払機)のご案内

(2022年7月1日現在)

所在地	設置場所	お取り扱い時間				
		平日	土曜	日曜・祝日		
新潟市	中央区	NTTプラザ	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~17:00	
		県立がんセンター	9:00~18:00	-	-	
		新潟市民病院	9:00~18:00	-	-	
		万代シティ	7:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	
		コープシティ花園	7:00~23:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
		新潟県庁	7:00~19:00	-	-	
		北区	新潟市北区役所	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00
			松浜(新潟市北出張所駐車場)	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
		江南区	新潟市江南区役所(旧亀田支所)	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
		南区	新潟市南区役所(旧白根支所)	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~17:00
	佐渡・下越地区	佐渡市	両津(佐渡市役所両津支所駐車場)	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00
			厚生連佐渡総合病院	9:00~18:00	-	-
新発田市		県立新発田病院	9:00~18:00	-	-	
村上市		村上市役所	8:00~18:00	-	-	
中越地区	三条市	三条市役所	9:00~18:00	-	-	
	長岡市	リバーサイド千秋	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	
	燕市	燕市役所	8:00~20:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	見附市	見附市役所	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
	柏崎市	柏崎市役所	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~17:00	
	魚沼市	本町(旧小出町本町)	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	
上越地区	上越市	中田原(イーグルゴルフセンター)	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	
		上越市役所	9:00~17:30	-	-	
		県立中央病院	9:00~18:00	-	-	
		直江津ショッピングセンター	10:00~20:00	10:00~19:00	10:00~19:00	
	糸魚川市	糸魚川市役所	9:00~17:30	-	-	

索引(法定開示項目別)

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)の規定に基づく開示項目

	頁
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	19
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	18
(3) 会計監査人の氏名又は名称	19
(4) 事務所の名称及び所在地	44
(5) 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項	44
① 当該労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名	
② 当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の名称	
2. 金庫の主要な事業の内容	14~17
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 事業の概況	7
(2) 主要な事業の状況を示す指標	7
イ. 経常収益 ロ. 経常利益 ハ. 当期純利益	
ニ. 出資総額及び出資総口数 ホ. 純資産額	
ヘ. 総資産額 ト. 預金積金残高 チ. 貸出金残高	
リ. 有価証券残高 ス. 単体自己資本比率	
ル. 出資に対する配当金 ヲ. 職員数	
(3) 事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	40
イ. 業務粗利益及び業務粗利益率	
ロ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	
ハ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支	
ニ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや	
ホ. 受取利息及び支払利息の増減	
ヘ. 総資産経常利益率	
ト. 総資産当期純利益率	
② 預金に関する指標	42
イ. 預金の種類別内訳(平均残高)	
ロ. 定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	
③ 貸出金等に関する指標	41
イ. 貸出金の科目別内訳(平均残高)	
ロ. 貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	
ハ. 貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)	
ニ. 貸出金の使途別内訳(期末残高)	
ホ. 貸出金の業種別内訳(期末残高・同構成比)	
ヘ. 預貸率(期末値・期中平均値)	
④ 有価証券に関する指標	42~43
イ. 商品有価証券の種類別内訳(平均残高)	
ロ. 有価証券の種類別・残存期間別の残高	
ハ. 有価証券の種類別内訳(平均残高)	
ニ. 預証率(期末値・期中平均値)	
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	23~25
(2) 法令遵守の体制	20~21
(3) 地域の活性化のための取組の状況(地域と協働した社会貢献活動)	8~13
(4) 銀行法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	22
5. 財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表	26~30
(2) 損益計算書	31
(3) 剰余金処分計算書	31
(4) 次に掲げるものの額及び①~④の合計額	42
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権	
④ 貸出条件緩和債権	
⑤ 正常債権	
(5) 自己資本の充実の状況	32~40
自己資本の構成に関する開示事項	33~34
<定性的開示事項>	
① 自己資本調達手段の概要	34
② 金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	36
③ 信用リスクに関する事項	38
④ 信用リスク削減手法に関する事項	38
⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	40
⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項	38
⑦ オペレーショナル・リスクに関する事項	40
⑧ 出資等エクスポージャーに関する事項	38
⑨ 金利リスクに関する事項	39
<定量的開示事項>	
① 自己資本の充実度に関する事項	35
② 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)	36~37
③ 信用リスク削減手法に関する事項	38
④ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	40
⑤ 証券化エクスポージャーに関する事項	38
⑥ 出資等エクスポージャーに関する事項	38
⑦ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	38
⑧ 金利リスクに関する事項	39
⑨ 有価証券	43
⑩ 金銭の信託	43
⑪ 労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等)	43
⑫ 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	37
⑬ 貸出金償却の額	37
⑭ 金庫が労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	31
1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	42
2. 危険債権	42
3. 要管理債権	42
4. 正常債権	42

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」

金額および諸利回り・諸比率の表示方法のご案内

本誌では金額、諸利回り、諸比率を次の方法により表示しています。

- 各表に表示した金額単位未満の端数は切り捨てて表示しています。また、諸利回り・諸比率は小数点第3位以下を切り捨てし、小数点第2位までを表示しています。
- 小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて表示しています。したがって、表上の内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。
- 期中増減額、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸利回り、諸比率については、報告数値をそのまま表示しています。

(注)「法定開示項目別」とは、次の法律に基づいて開示している項目です。

- 労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目 ○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定公表」